

平成26年第2回基山町議会（定例会）会議録（第3日）							
招集年月日	平成26年6月9日						
招集の場所	基山町議会議場						
開閉会日時	開会	平成26年6月11日 9時30分			議長	鳥飼勝美	
及び宣告	延会	平成26年6月11日 15時30分			議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名	
	1番	神 前 輔 行		出	7番	後 藤 信 八	
	2番	久保山 義 明		出	8番	大 山 勝 代	
	3番	牧 藺 綾 子		出	10番	品 川 義 則	
	4番	木 村 照 夫		出	11番	林 博 文	
	5番	河 野 保 久		出	12番	松 石 信 男	
	6番	重 松 一 徳		出	13番	鳥 飼 勝 美	
会議録署名議員		2番	久保山 義 明			3番	牧 藺 綾 子
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 鶴 田 し の ぶ		（係長） 藤 田 和 彦		（書記） 平 川 美 香	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一		こ ども 課 長		内 山 十 郎	
	副 町 長	松 田 一 也		健 康 福 祉 課 長		熊 本 弘 樹	
	教 育 長	大 串 和 人		農 林 環 境 課 長		松 雪 靖 弘	
	総 務 課 長	酒 井 英 良		ま ち づ くり 推 進 課 長		天 本 正 弘	
	企 画 政 策 課 長	木 村 司		会 計 管 理 者		天 本 政 人	
	財 政 課 長	城 本 好 昭		教 育 学 習 課 長		原 博 文	
	税 務 住 民 課 長	鶴 田 勝 美		こ ども 課 保 育 園 長		渡 邊 稔	
議 事 日 程		別紙のとおり					
会議に付した事件		別紙のとおり					
会 議 の 経 過		別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 久保山 義 明

- (1) 教育行政について
- (2) 子ども・子育て支援新制度について
- (3) 太陽光発電パネルの設置について

2. 大 山 勝 代

- (1) 教育委員会制度の改正について
- (2) 保護者の教育費負担の軽減について
- (3) 小中学校のエアコン設置の促進について

3. 林 博 文

- (1) 農業行政について
- (2) 荒廃森林再生事業について
- (3) 基山町体験農園について

4. 松 石 信 男

- (1) 就学援助制度の改善について
- (2) 介護保険制度の見直しの問題点について

～午前 9 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

まず初めに、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○ 2 番（久保山義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。2 番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、3 項目にわたって質問をさせていただきます。

まず、朝早くから傍聴にお越しをいただき感謝申し上げます。ありがとうございます。

質問に入ります前に、いよいよあさって、日本時間の13日、開催国ブラジルの試合を皮切りに、サッカーワールドカップが開催されます。我が国日本は、6 月15日、日曜日、日本時間午前10時のキックオフ予定であります。我が国の威信をかけ、誇りを持って強豪国との戦いに挑む選手たちに、敬意を払いながら全力で応援していきたいと思っています。

また、国旗を胸に掲げることを意味を改めて考えると同時に、憲法、地方自治法を初めとする法令に則した言動行ふべきこの議場に国旗がない意味も、同時に考えていきたいと思っています。

前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

まず1 項目め、教育行政について伺いいたします。

大串教育長が就任されて約3 年半が経過いたしました。日ごろより、学校教育全般はもとより、非常に所管が多岐にわたる事務の責任者として御苦勞をおかけしています。ただ、教育長にも任期があります。そのことも踏まえ、質問をさせていただきます。

では、まず(1)これまで取り組んできた教育改革の実績と今後取り組みたい改革について教育長の所感をお示してください。

(2)発達障害者支援法に基づき、町立小中学校で実施している施策はなにか、お尋ねいたします。

(3)、これは前回の質問時に、所管は生涯学習係という答弁でありながら町長が答弁をされましたので、今回改めて教育長にお尋ねいたします。(3)今後、家庭教育支援の取り組みや仕組みづくりをどのように考えるか、お示してください。

次に2項目め、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。

平成21年度に策定した基山町次世代育成支援後期行動計画が今年度中に失効し、新たな新制度が来年度からスタートするに当たり、その重要性、また不安要素が浮き彫りになっているような気がします。

そこで、お尋ねいたします。

(1)今回の新制度での主な改正点と次世代育成支援対策推進法（次世代法）との関連をお示してください。

次に、この新制度に伴い、町立保育園のあり方そのものが問われているようにも感じます。(2)平成27年度から本格実施予定後に、町立保育園のあり方についてどのように考えるのか、お聞かせください。

最後の質問項目です。昨日、木村議員が質問をされましたが、私はある意味、違う視点で質問をさせていただきます。

(1)現在、設置を行う事業者への許認可や申し出等を行っているのか、お尋ねいたします。

以上3項目、明確に的確な答弁をお願いいたし、1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、久保山義明議員の御質問にお答えを申し上げます。

1項目めの教育行政については、教育学習課のほうより答えをいたします。私は、2項目めの子ども・子育て支援新制度について、(1)今回の新制度での主な改正点と次世代育成支援対策推進法との関連を示せというお尋ねでございます。

今回の新制度での主な改正点としましては、次の事項があります。

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付及び小規模保育等への給付である地域型保育給付が創設されます。

②認定こども園法が改正され、幼保連携型認定こども園の認可、指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられ、財政措置も施設型給付に一本化されます。

③教育、保育施設を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子供を対象とする事業を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業が充実されます。

④新制度の実施主体は市町村と位置づけられており、国の推進体制も制度ごとにバラバラであったものを、内閣府に子ども・子育て本部が設置されます。

また、次世代育成支援対策推進法につきましては、本年4月16日に10年間延長等の法改正が行われました。これを受けまして、国では新たな行動計画策定指針が策定されることになっております。しかし、次世代法に基づく市町村行動計画については、子ども・子育て支援事業計画の作成が義務化されたため、作成については任意化されており、双方の計画を作成する場合には、一体のものとして作成することが可能となっております。

(2)の平成27年度から本格実施予定の町立幼稚園のあり方についてどのように考えるかということでございますが、町立保育園については、公共保育所として今後どのような運営を行うべきなのか、民間保育所との違い等を十分考慮した上で方針決定をしていきたいと思っております。

3項目めの太陽光発電パネルの設置について、(1)現在、設置を行う事業者への許認可や申し出等を行っているのかということでございますが、太陽光発電施設設置事業者に対し、届け出及び許認可は行ってはおりません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

久保山議員の、1項目めの教育行政についてお答えをしてみたいです。

(1)これまで取り組んできた教育改革の実績と今後取り組みたい改革について、教育長の所感を示せということですが、教育改革という大きなことはできておりませんが、これまで基山町の教育に欠けていた面、また、変えたほうが良い面などについては、幾つかできたのではないかと考えています。

御案内のように、教育の分野においては取り組みとその効果、実績が一朝一夕に出るものではありません。ある程度の時間的余裕が必要なものが多々あります。そのあたりをしんしゃくして、御理解をいただけたらと思っております。

まず、大きく分けて学校教育の面では、学校が組織として動きやすい職員体制の整備充実、学力向上のための諸策。特に、授業はもとより家庭学習と関連した学習意欲の向上への取り組み、基肄城の歴史を初めとした郷土史学習の強化と実践、また、基山小中3校が人権教育の研究指定をされたことと同時に始めた、小中連携教育の推進などの取り組みに傾注してきたところでございます。

また、社会教育の分野においては、町民の皆様への基肄城の歴史の発信、また、大会規模が700名程度の参加から1,500名の参加になるまでの基山ロードレースへの参加者増への取り組み、基肄城築造1350年事業、古代山城サミット開催への準備等に力を入れてきました。

今後については、現在の取り組み、町民の皆様が行かせたいと思う学校、子供たちが行きたい学校、そして行ってよかったと思う学校になるよう学校教育を充実させ、また、生涯学習や歴史、文化面においても、現在行っていることをさらに深化、発展させるべく取り組んでいきたいと思っております。

(2)の発達障害者支援法に基づき町立小中学校で実施している施策はなにかというお尋ねでございますが、ふれあい学級などの特別支援学級に対し、町費により特別支援補助員を配置し、よりきめ細やかな指導ができるようにしています。

また、発達障害児の家庭に何らかの課題を抱える場合には、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら家庭訪問をしたり、児童相談所などの関係機関と連携しながら対応をしたりしております。

さらに就学前の就学指導については、教育委員会と保健センターが連携して対応することにより、保護者の不安や悩みに寄り添ったきめ細やかな就学相談を行っております。

(3)今後、家庭教育支援の取り組みや仕組みづくりをどのように考えるかというお尋ねです。教育委員会としては、生涯学習の視点から、青少年健全育成町民会議や各区の子どもクラブ等の活動の中で取り組んでいただいているさまざまな活動の中で、親子の触れ合いや子育てのアドバイス等ができればと思っています。

また、学校教育の部分においては、PTA活動やスクールソーシャルワーカーの活用により、子育ての支援ができればと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答で行いたいと思います。

今回の一般質問は、私の提案や主張は極力抑えながら多くの質問を投げかけさせていただきたいと思います。浅い議論にしかありませんけれども、気になる箇所は、また改めてお聞きいたします。

まず、教育行政についてではありますが、人事権をお持ちの町長にお尋ねいたします。大串教育長の任期はいつまででしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

あと2年まではないですかね、切れておりますか——ぐらいだと私は思っております。ちょっとはっきりした日付はわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

担当課、もしくは教育長、みずからおわかりですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

来年度の1月7日だったと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それも若干ずれがあるみたいで、町長と教育長の考えがこんなに違うものなのかと改めて感じるわけですが、おそらく平成27年、つまり来年の1月13日までではなかったでしょうか。これは、平成22年第1回定例会の提案理由の説明で述べてある期日であります。あくまでも教育委員会の互選で教育長が選任されるということですね。ちなみに、私たち議員の任期は、平成27年、つまり来年の4月26日であります。少なくとも、私はこの期日を忘れたことはないと思っています。つまり、そこに、常にその日付を描きながら活動をさせてい

ただいております。

では、大串教育長のこれまでの成果といたしますか、働きぶりについて、任命権者としてどのように見てあるのか、町長、もう一度お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私は、本当にしっかりいろんな面で取り組んでいただいておりますというふうに思っております。もう随分前から、十何年も前から私も大串教育長とは——中学校の先生でございましたけれども、一緒にやったというようなこともございまして、やはりその辺は私、間違いじゃなかったなというふうには今思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほどの任期、そして今の答弁を照らし合わせると、もう1期、大串教育長にお願いされるのかなと見受けられるんですけども、人事のことですので、これ以上はお聞きしません。いずれにしても、12月議会、もしくは臨時議会において、この議会で教育委員の任命について判断をしなければなりませんので、そのことも踏まえ質問をさせていただきます。

まず、現在、自治体の特徴をあらわす政策の中で、教育は実に大きな役割を果たすと感じています。20世紀型の学校モデルとされる指示、統制のあり方、これを根本から見直す必要さえ問われています。

まず、今の学校教育現場における問題点を、どのように認識し把握してあるのか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

たくさんあると思いますが、まず、県費負担教職員というのが、町の採用じゃない、任命権者が採用するわけですね、県費負担教職員。教職員が、町の職員という意識が非常に薄いという、これは事あるごとに研修会などで言ってまいりましたが、やはり今でもそれはあります、私たちは県の職員だという意識がですね。これは、県費負担の職員であっても町の職

員なんですね。そこはまず大きくあります。

それから、学校が、いわゆる子供たちに非常に影響を及ぼすようないろんな取り決めをやっておりますが、家庭の意識というのが、近年非常に薄くなってきたなど。例えば、学力の向上に関しても、学校で教えて家のほうで家庭学習、これは今、すごく力を入れて3校ともやっておりますが、家庭学習に保護者にお願いをして、家庭学習のすすめというのをやっておりますが、これについても、最近是非常に弱いなということがあります。

あと、地域の教育力ですが、地域の教育力を学校に生かして、教育に効果をあらわすというんですが、お手伝いというのはよくしていただいております。非常に小まめにやっておりますが、地域の教育力というのは、子供たちが地域に出ていってから、地域が子供たちを育て上げるという教育力ですね。地域のおじさん、お婆さんとか、おじいさん、おばあさん、この人たちが子供たちに関与して育て上げるというのが、これは基山町だけではなく、日本全国育ってきているなというところがあります。ちょっと今申し上げるのはこのあたりです。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ありがとうございました。教職員の問題、家庭の問題、それから地域力の問題、それぞれ挙げていただきました。

それでは、学校の施設について、問題点をどのように認識し把握してあるのか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

施設設備については、最低限のものはそろって、また、そろえておかねばならないと思っておりますが、最近、教室が足りないということは御案内のようにそれはもうありません。教育のいろんな機器についても、電子黒板を初め、ICTについても、これからまたそろえていくということでやっておりますが、それぞれのニーズに応じたところでは、他と比べて著しく不十分なところはないと思いますが、進んでいる地域に比べれば、それは劣っている部分も多少はあるのかもわからないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ありがとうございます。

次に、幾つかの特徴的なモデルケースについて質問をさせていただきます。これは、賛否が分かれることも十分に承知の上で、あえて教育委員会としての御意見をと聞かせていただきます。

まず、文科省が導入促進を行い、現在、全国で1,570校の学校で実施されているコミュニティ・スクール、これについて見解をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

地域の方が学校の運営に携わるということで、地域の考え方とか意見を反映した学校教育ができるということですが、そのことについては、もう少し考えていく部分があるかなということがあります。学校の課題を、もう少しあるんですが、解決していったしかる後には、そういう考え方もできるのかもわかりませんが、現在、学校評議員という制度があって5人の評議員から学校に対して意見をちょうだいしておりますが、あれは学校も少し勘違いしているところがありまして、5人がまとまって会議して、そこで意見を言うというのが学校評議員会じゃないんですね。それぞれの委員さんに、ばらばらで個別に意見を聞いてもいいわけですね。ですから、そういう会議も通じて、学校評議員制度をもう少し深くしたのが、地域コミュニティという形になっていくのかなということを今考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、評議員の話が出ました。私もまさしくそのとおりだと思っていますけれども、コミュニティ・スクールで実施される、例えば学校支援地域本部、学校運営協議会、これとの違い、評議員との違いというのを、簡潔にお願いできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校地域支援本部というのは、ある程度施策を、学校の中に入ってきて、学校の課題あたりを解決するために、具体的に取り組んでいくお手伝いをするというか、そういうことではないかなと思っております。

運営協議会は、校長に対して示唆というか、方向性を決める。それから、学校教育目標を校長が決めた場合に、それについてこれが適当かどうかということも判断すると、そういうところであるかなと。より地域支援本部のほうが実動的というか、そういうことじゃないかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では次に、武雄市で今年度から実施が開始されました反転授業、いわゆる通称スマイル学習、これについて、樋渡武雄市長と代田教育監、武内小学校の校長ですけれども、お二人から直接お話をお伺いする機会をいただきました。その際、印象的だったのが、実はこの図があります（資料を示す）、このピラミッドのですね。伝統的な学習法、講義、読む、視聴覚教材、実験器材、これが平均記憶率が、講義が5%、それから、一番高い実験器材で30%。それに対して、チーム学習、グループ討論、体験を通じた学習、他人に教えた経験、これが、平均記憶率で50%から90%。武雄市の反転授業は、先ほど教育長が言われましたように、家庭である程度の予習を行い、授業では他人に教え合うということに重点を置いた取り組みであります。当然このピラミッドについて、学校関係者の方は意外と根拠のない数字だというふうに言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、先日、私も2日間にわたって基山町の学校開放ウィーク、見させていただきました。その際も、非常にグループ学習の多さに驚きました。そのことも踏まえて、これからの、いわゆる反転授業といいますか、予習中心の学習のあり方の可能性について見解をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

反転授業というのは、もともとアメリカでやっていたんですね。やり始めて日本のほうに入ってきたんですが、逆に今アメリカは、反転授業よりも日本の教育のほうに目を向けているというレポートを最近読んだこともあります。ですから、反転授業というのは一つの教育

の手段であって、これで全てやっていけるのかという不安はあります。特に、子供がもし自宅で予習をしてこなかった場合、あらかじめのタブレットによる仕組みれた教材をやってこなかった場合は、その1時間が全く何もならないと言うとちょっと言い過ぎですが、無駄になった時間になってしまうということがあります。

それから、学校ではもう教え合い、学び合いになってしまっているという、教師の関与というのは、その反転授業の前段のところはかなり仕組みれていくというところが違いがあるんです。私は、もっと精査して考えるべきだなということを思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほど、代田教育監のお話もしましたので、代田教育監という方は、和田中から来られた、いわゆる民間校長の1人ですね。それについて、佐賀県教育委員会も2012年度から全市町教育委員会に民間人公募を通知されたと聞いております。このことに関して、町立の小・中学校において民間人公募、これをどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

民間人の校長ということですね。このことについては私が申すまでもなく、それぞれの首長さんの考え方によると思いますが、多様な考え方、いわゆる私たちが教育現場で私も38年間やっておりましたが、やっぱり外の世界とある程度——今は非常に接点が広く、多くの人と接しますが、やっぱり昔の場合は、学校の中には学校の関係者しかいないと。そういうところで育つと視野が狭いと、これは言われております。そういうことを考えると、そういうことも選択肢の1つではないかなということは考えます。ただし、全ての学校がそういうふうになった場合、それはまた難しい問題ができるのではないかなということも考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今の教育長の答弁を受けて、町長、採用の範疇は町長にあるのではないかというふうな話でしたけれども、簡単にお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やっぱり教育はなかなか難しいものだと思います。さあ、民間と本当に一緒にいいのかどうかというような部分は、あちこちにいろいろとあろうと思います。やっぱり学校、先生、人に教えるというような、これは一つプロの世界だというふうに思っておりますので、だといって治外法権とかなんとかで、全然没交渉という話でもございません。その辺のところは、やっぱりある程度のバランスを持って、お互いのいいところを取り入れていくべきだと思います。そういう意味から、民間の校長先生というのもありかなとは思いますが、それが全てではないと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ありがとうございます。

じゃ、次に移ります。お隣の鳥栖市のモデルケース、多分ぴんと来られると思いますけれども、教育特区として認定を受けて、今年度から教科日本語、これの実施を開始されました。これは、新学習指導要領で言語活動の充実、また、伝統や文化に関する教育の充実が掲げられたのを受け、言語力の教科や日本人としての主体性を育てる役割について、これについて私は大いに賛同いたします。ただ、当然問題がないわけではありません。

まず、先生、教師の方々の今まで以上の負担、これは必ず大きくなります。それは先ほどの反転授業もそうですけれども。そして、一番最初に教科日本語を取り入れられた世田谷区、それと、あと今、新発田市もやっていますよね。世田谷区のやつは、もう逆に哲学とか表現とかという教科書も既にあります。私これをちょっと見せていただきましたけれども、非常に難しい内容になっています。その中で、鳥栖市の編集作業の途中経過を見せていただきましたけれども、鳥栖市の場合は、ことわざなどの言語、それから神話、俳句、短歌などの伝統的言語文化、また、かるた遊びや能楽、鳥栖や佐賀の文化などの伝統文化、そして、挨拶などの礼儀作法、この4分野で非常にわかりやすく、また、絶対に必要な項目が盛りだくさんであり、私自身も非常に興味を得ました。おそらく今、この伝統文化に関する教育とかやっというらっしゃると思いますけれども、例えば言語活動、この伝統文化に関する教育の充実、

どのように図られてあるのか。それと、もしよろしければ、この教科日本語の感想もあわせて、簡単に教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在、基山町では、教科の中では国語という分野でそういうことをやっておりますが、伝統文化や習慣とかそういうことについては、国語の教科の中でやっていないと思います。教科になるわけですから、教育の特区の制度を受けて、教育課程特例校という制度なんです。この制度を受けて、いわゆる教科として日本語ということをするのは、国語とは違うということで当然評価が伴います、評価、評定がですね。どこかの時間を削ってそれに回しているわけですね。ですから、そういうことに関しては、現代の子供たちの欠けている部分を補う面としては評価できるとは思っております。ただ、基山町でも同じようにこれに取り組むかと言われますと、準備の面もありますし、それと、やはり今、学習意欲の喚起に向けての取り組みを結構強くやっておりますので、そちらのほうに軸足は移してやっていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私も、実はまさしく同じ意見であります。その教科日本語、いわゆる日本語そのものを評価することにどうかなという疑問点を持っています。ただ昨日、牧菌議員の質問の中で、外国語に関しては外国語学習ということで評価はしない。であれば、日本語の授業が必要であって、これからもっとそれに取り組むべきだということであれば日本語学習という時間をどこかでつukれないかなということも考えるわけです。これは私の意見ですので、聞いていただければそれで構いません。

先ほどのコミュニティ・スクール、あと反転授業、そしてこの教科日本語、これらは、教育委員会の総意として述べられていますか。教育長個人の意見として述べられていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員会で、反転授業のことについてはお話をして、私の考え、委員さんの考えは聞いたことがあります。大体同じだったと思いますが、コミュニティ・スクール、教科日本語については、議題としては出して協議したことはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

では、ちょっとモデルケースから外れて、少々リアルな話をさせていただきます。

まず、全国学力・学習状況調査、また佐賀県の独自の学力調査、小・中学校の結果の公表についてどのような対応をとられたのか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

とられたのかというと、去年の。（「今年度、とられるのかでも構いません。公表するか」と呼ぶ者あり）教育委員会がまとめて公表するということは、今年度はやりません。この項目については必ず公表しなさいよという項目について、各学校が、学校通信、あるいは保護者会を通じて——保護者会ときは詳細に説明いたしますが、学校通信などを通じて、当然学校通信はホームページに張っておりますので、そういうところで公表をしていくという考えであります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

今議会の町政報告においても、昨日の答弁でも、毎度のごとく、ほぼ県の平均値であったという報告がなされています。これは全国で、佐賀県の位置というのがどの辺にあるのかというのは、小学校、中学校、把握してありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

これは非常に文科省が嫌がることですが、報道なんかに順番をつけて、最近はもう新聞にも順番はついていませんね。一番から昔は並べていた時代があったんですが、今は並んでい

ないでずっと、そこに点数だけしか書いていない。それを並べれば順番はわかるんですが。それを丹念に見ていくと、小学校は30番ぐらい、中学校は41番か42番というところですが、いわゆる優位性のあるポイントというのが5ポイントの差の中に——これは、これまでの学力調査のいい面だったと思いますが、みんながどこの県も頑張ってきたんですね。この5ポイントの中にぎゅっとすごく凝縮されています。ですから、そんなに1番、2番、3番ぐらいまでは割といい点数ですが、その後は四十数番までガッと凝縮されているところに来ていると言うのは事実でございます。ですから、点数がちょっと違えば相当上のほう、3ポイント違えば10番ぐらい上がるとか、そういう点数のつき方をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

教育長の熱い思いが答弁の時間に相まって、私の予想の時間よりも随分過ぎてしまって、まだ1項目の(1)の途中でございますので、少々端折りながら行かせていただきます。

先ほど言われましたように、小学生に至っては47都道府県中31位、それから中学生に至っては47都道府県中43位であります。ただ、序列をつけることがどうかと言われますけれども、今は本当にいろんなランキングがあります。いい子供が育つランキングなんていうものもあります。これはもう残念ながら佐賀県は、今、年々下がってきております。そのように、こっち側が、いや、序列を気にする必要はないんですよと言っても、やはり保護者の皆様、また基山町、また佐賀県に引っ越してこようと思っている皆様の判断材料の1つになるということはお忘れなくお願いいたします。

それと、秋田県、福井県というのは常に1位、2位を独占しています。今は佐賀県の教育委員会も派遣されてあると思いますけれども、それについて、簡単にどのような報告が上がってきているのか、秋田県、福井県について。簡単をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在は行っておりません、昨年度までは行っておりましたが。特に福井県、中学校の例を見ますと、非常に地域が子供たちを見守るというか、見るというか、お前たちは勉強をしなくちゃいかんだろうという風土が非常に高いと。3世代同居という率も非常に高いという県

だそうです。それで、あっちの学校で勤務してきた職員の話ですが、とにかく宿題を出すと。こんなにできるかなというぐらい出す。そして、それを生徒がやってくると。そして、学校が荒れていない。そういうことが、日常的に行われていると。学習に関しては、本当によく勉強させている。そして、子供も勉強するという環境であるということを言っておりました。秋田県も大体似たようなことだと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今回のモデルになっている高知県も、まさしく同じような取り組みが出されておりました。それで、前回も私も一般質問しましたし、後藤議員もさせていただいた中で、ぜひとも大分県の豊後高田市、無料市営塾だけが突出しているように見えますけれども、やはり人づくりの実績、あと、住みたい田舎ランキング第1位をとる教育施策、これぜひ現場を見てくださというふうに言っていましたけれども、行かれましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

行っておりません。ネットあたりで内容は見させていただきました。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、少なくとも議会から視察に行ってみてはどうかというふうな提案を受けているということを、教育委員会の中で議論されたことはありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に、教育委員会の中で豊後高田市の教育について議論したことはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

教育長は、首長と違って地方教育行政組織運営法の第17条で、議事について助言するというふうにあります。つまり、決断するのではなくて助言をしていただかなければいけません。その中で、教育委員会は今現在、教育長以外4名の方は、学校現場、いわゆる教職の未経験者で構成されています。このことについてどのようにお考えか、見解を聞かせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

非常に多様な意見を出していただきます。委員長は企業の経営者ですし、それぞれ子育ての経験者であったりいろんな分野の専門家の方がいらっしゃいますので、非常に参考になる意見だと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと時間を随分とってしまったんですけども、最後に、ロードレースの件を言っていただきましたけれども、基山町は総合体育館、それから多目的グラウンド、武道場、全てにおいて人口規模には非常に贅沢な施設を有していますし、また、九州各地からのアクセスも恵まれたところにあります。今後、スポーツ交流都市としてどのような戦略を立てていくお考えか、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

スポーツ交流都市という大きなそういう考えはありませんが、有名な大会がここで、先日、高体連の大会をやっておりましたが、大きな大会がこういうところで開催されれば、それぞれの少年、少女のスポーツにも刺激が湧くのかなということを思います。

それから、クロスロードスポーツ大会等を通じて、近隣の市町とは交流をしておりますが、全国的に大きな展開をするというような計画は、まだそういうところは持っておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

2020年、6年後、東京オリンピックが開催されます。またその3年後、2023年には、佐賀県での国体開催が内々定いたしました。まさに今の中学生たちが活躍する世代となります。しっかりとその可能性と素質を伸ばしていただきたいと思います。次の項目に移ります。

発達障害者支援法に基づく小・中学校の対応についてですけれども、現在、特別支援学級は公立の小・中学校それぞれ2クラスずつだと思えますけれども、先ほどの答弁では、きめ細やかな指導ができるようにしているというふうにありました。クラスの数、支援員の数、対応等、これは本当に十分だとお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学級数は標準法で決められておりますので、8人を超えないと次のクラスに分けられませんので、上限度8人というクラスがあります。

それから支援員の数については、私は、基山町は極めてと言っていいぐらい恵まれていると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、この特別支援学級、かなり専門性の向上が要求されてくる職種だと思いますけれども、特別支援学校教員免許、これを持たれて対応に当たっている先生は、今現在、何人いらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっと詳細には言えませんが、基本的に養護学校の免許というのがあるんですが、それを持っている教員がするようにやっておりますので、一部、持っていない職員がおると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

免許を持たれない方、また、支援員で臨時的にその職種につかれる方、この方々は、どういった研修を受けられてそこに臨めますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

養護学校に勤務するための免許なわけですね。ですから、普通学校の教員が特別支援教育をする場合、必ずそこに持っていなければならないということじゃないんですよね。ですから、研修を受けて、その間に知識、スキル等をつけていきます。長くその特別支援にかかわる教員については、その間に大学などで特別支援学校教員免許を取得するように指導をして、事実、取得をしております。

それから支援員については、特に講習会とか研修とかはしておりませんが、日常的に教師との打ち合わせで、こういうサポートをしてもらいたいという打ち合わせを頻繁にやっておりますので、専門的な知識を持ち合わせているということは条件に入っておりませんので、それはないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、例えば支援学級の、基山中学校を卒業する生徒たちの進学、これについて、教育委員会としてはどのあたりまで見守っていらっしゃるのかという、その経過はありますか。わかりましたらお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に、特別支援学校の高等部に進学する生徒については、早い段階から向こうのほうで、いわゆる書類の交換から子供たちの状況を説明して、試験を、受験についての準備をさせます。そのときは、教育委員会が主導で県とやりとりをして、その環境を整えていっているというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2 番（久保山義明君）

この問題というのは、3大障害、特に情緒に関しては一人一人の対応が全く違うわけですよ。本当に、先ほど答弁で言っていただきましたけれども、寄り添うということを絶対条件に行っていただきたいということと、私が見る限りで現状では、起きたことにどう対処するかということのほうが、若干頻繁に行われているような気がしないでもありませんので、その辺は支援員の方々の負担軽減とともに、特に、情緒の方々の一人一人のスケジュール、これをわかりやすく、向き合いながら対応をしていただきたいと思います。

ちょっと家庭教育の分は、済みません、飛ばさせていただきます。

この子ども・子育て支援新制度、こっちが非常に大事な、不安な点が多々ありますので、こちらを先に行かせてください。

まず、今回、事業計画策定に入ってニーズ調査をされました。おそらくその分析まで終わって需要量の推計等も入ってきていると思いますけれども、今回のニーズ調査における特徴的だった点を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ニーズ調査につきましては、昨年12月に調査を行いまして、その集計と結果を出させていただきました。

一応、5年前に行いました次世代育成支援の行動計画策定時にも同じような調査をやりましたので、それとの比較も含めて、項目がある程度ダブるような形での調査を行いまして、その分と比較をしてみますと、就学前の保護者、小学校との保護者とも、仕事をしている方の割合がふえているということが1点あります。

また、子育てに関する不安感、負担感については、負担があると思われる方の割合は若干減少をしているという結果に出ています。

あと、本町での子育てのしやすさという点については、就学前の保護者の方については余り改善というか、よくなったというのは出ませんでしたけれども、小学校の保護者の方については、よくなったという方の割合がふえているというのが出ています。

また、あと今後どのような子育て支援策を望むかという問いに対しては、子供連れでも出かけられる場所をふやしてほしい。また、安心して医療機関にかかれる体制をしてほしい。

または、幼稚園、保育園の出費の負担の軽減を図ってほしい。そして、子供みずからが成長できるような体験活動をふやしてほしい等の御意見が出たというのが、特徴的なことかなというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今回の事業計画というのは、非常に大切な、そして今後の基山町の保育行政に大きくかわるものだと認識しています。

そこで今後、条例の上程までの行程、また今年度中の策定のスケジュール、わかる範囲で構いませんので、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ただいま、事業計画につきましては策定中でございまして、5月に第1回目の子ども・子育て会議を開催をして、事業計画の具体的中身の着手に入っているところでございます。

事業計画につきましては、おおむね9月をめどに素案を策定して、県とか、あるいは関係機関との調整を経て、12月ごろにはパブリックコメント等を得まして策定をしていきたいというふうに考えております。

条例等につきましては、当初は6月議会に上程をさせていただきますということで申し上げておりましたけれども、国の基本的な法令等がちょっとおくれました関係で、9月議会には、認定に関する分とか、いろんな部分の条例を上げさせていただきたいと思っています。ただ、公定価格とか保育料に関する分が、今、国のほうでまだ審議中でございますので、一応9月ごろには中間報告的な価格が出ると思いますけれども、最終的に決まるのが年度末、年明けにずれ込むのではないかと考えておりますので、保育料等の料金については年明けぐらい、下手すると3月議会という形になるのかなというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そこなんですよ。公定価格の提示が全く今されていない。これが私、これからどうして

いくのかなってやっぱり思うわけですよ。要するに需要量は分析でわかっているけど、供給量が、つまり幼稚園とかの意向調査もできないわけですよ。それで、これがましてや年末、ひょっとしたら1月ぐらいになるかもしれないとかという話もあると、そこで本当に——具体的なメニューも含めて、特にやっぱり心配なのが、その支援メニューの中身。それと、保護者に対しての広報、周知、これが事業計画ができたとしても、周知が全くできないということになりはしないのかなというふうに思っているわけですが、そのあたりは心配等はありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

確かに、今、議員御指摘のとおり、なかなか決まって——一応予定では平成27年4月からこの制度を始めますというのは国は言っています。ただし、その財源としては、今回4月から上がりました消費税分8%、そして、来年10月の10%を財源として制度を実施するというのを国は言っておりますので、まだ今の段階で国は制度をやりますとはまだ言っておりません。改正する予定ですよという言い方をしていますので、まだちょっと不確定な様相の中で事業計画をつくるという段階になっています。ただし、いずれにしても、町としても現在総合を策定してまして、その中でも子育て支援というのも位置づけは大きくなっていますので、町としても次年度以降の子育て支援についてどのような方針をつくるのかというのは重要なものでございますので、その点については今現在策定中の中で、子育て支援策をどのようなものを出していくのかというのを十分検討していく必要がありますし、ただ、金額的な部分については先ほど申し上げたように、一応9月ごろには中間的に予定価格的なものを国のほうでは出すというふうに言っておりますので、あくまでその中で、いろんな関係の事業者さんともお話をさせていただくようになるかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

例えば1年間だけ、平成27年度だけ新次世代育成支援行動計画、これをつくって、平成28年度から子ども・子育て支援事業計画の第1期、これを迎えるということは、やはり難しいですか、基山町独自でそれをやるというのは。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的にこの事業計画には、先ほどのお答えの中にありましたように、施設型の給付と、あと地域の子ども・子育て支援策を計画の中には盛り込んでいきますので、基山町として今後どれだけの教育保育の需要量があつて、それに対してどれだけ供給をしていくかというのをこの計画に盛り込むような形になってきますので、そういった部分はいつから始めても問題はないと思いますけれども、ただ、実際に保育料だったりとかいろんな制度の分は、国あたりでも支援法が今の段階では27年4月1日施行ということで言っていますので、それとの関連もございまして、非常に難しいかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この大事な平成27年から31年までの5カ年ですね。本当に大切なこの期間の計画というのが拙速に策定されるという不安感をどこかでずっと抱いていました。特に、きのうからの消滅可能性都市、子ども女性比、合計特殊出生率、かなり心配でもあります。ここをきちんとはかれるのかどうか、また、供給量をきちんとはかった上でこの事業計画かなされるのか、よかったら町長これについて、非常に大切な5カ年の計画です。これについて、何か所感がありましたらお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これはおっしゃるように、本当に大事な部分だと思います。子育てということ、この重要性というのも私も思っております。ただ、細部にわたって制度的に詰めてどうこうということ、それから、進捗状況というのがまだ私も認識しておりませんでしたけれども、ただ、新聞等で見えておりますとどうも制度もおくれている、財源もはっきりしていないというようなことなものですから、私も担当課にどうなっておるんだと、これは本当に新年度からできるのかというような問い合わせはしております。それはそれなりで、何とか国の動向も見ながら対応をしていきますというようなことを言っていますから、その辺を私は信じてといい

ますか、それで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

余り骨子案についていろいろ言っても仕方ありませんので、とにかく基本理念というのを大事にさせていただいて、しっかりと議論をして、基山町の地域ニーズに合った、いわゆる特色のある事業計画としてください。特に支援メニュー、これは基山らしさというものがやはり記されることを期待しております。

それでは、(2)の町立保育園のあり方についてお尋ねいたします。

町長にずばりお尋ねいたします。先ほどの子ども・子育て支援事業計画の中身によっては、町立保育園の民営化も視野に入れ臨むということによろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今のところ、私は町立保育園の民営化というのは頭にございませぬ。ただ、問いにもありますように、それじゃ、町立保育園のあり方はどうなんだと、民間とどう違うのかというような、その辺のところはやっぱしっかり考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

本当に、言われるように行政が保育所、保育園を運営することの意義、これが今非常に問われていると思っています。今、基山町の場合、約1億7,000万円の予算を費やしていますけれども、240人前後の本当にとぅとい乳幼児をお預かりしています。しかし、行政が運営することでの弊害、これもやはりちらほら見え隠れしている現状というのがないかなと。例えば、現在、臨時職員の先生に担任を任されているクラス、これはありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

いわゆる、かなり差の違う、少ない賃金で多大な責任を持たせているという認識はございませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

確かに、本来であれば正規職員が担任として、臨時の保育士さん方にはそのサポートをしていただくというのが本来のやり方だと思いますけれども、なかなか産休、育休の方がいらっしゃるってとか、児童数が増減したりする関係もあって、現状的には正規の職員が足りていないというのが現状でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

次に、保護者の目線で質問をさせていただきます。

現在、兄弟姉妹が同時に３人入所している事例というのが、どれくらいの頻度であるのかというのは私はわかりませんが、かなり頻度的には少ないと思っています。そこで、これだけ少子化といわれている中で、本当に歯を食いしばって頑張っている保護者さんがいらっしゃるわけですよ。私は、３人目以降については、同時入所にかかわらず、ぜひとも無料とすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

数字的に申し上げますと、３人目で無料の園児さんは現在８名いらっしゃって、３人目で半額の園児さんは７７名いらっしゃいます。確かに、これだけの３人のお子さんがいらっしゃるということでもあります。これは、これまでもいろんな議員さん方、いろんな方からの３人目、あるいはもっと軽減をとすることは御指摘ございます。この点についても、今後、今回の事

業計画の策定の中でも保育料云々、あるいはいろんな部分の条例、規則の見直しもあるかと思しますので、その中で研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

次に、保育時間についてお尋ねいたします。

保育園の案内書、これには、開所時間が7時半から19時までとあります。たんぽぽ保育園は7時からですね。もちろん6時半からは延長保育になっていますけれども、しかし、現実には16時までにお迎えください、午後4時までにお迎えくださいというふうに指導を言い渡される保護者の方がおられます。この方々は、なぜ16時までにお迎えが必要なのか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

児童福祉施設の設置及び運営に関する基準の中で、保育園における保育時間は1日に8時間を原則という形になっておりますので、町の保育園としましては8時から4時ということでしております。ただし、開園時間が11時間になりますので、それ前後される方はお申し出をされて受け付けるという状況でさせていただいています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

確かに、保育所設置条例施行規則、これにも第1条の保育時間に午前8時から午後4時までと明記してあります。これは、児童福祉法の中の児童福祉施設最低基準、この最低基準として8時間を原則とするというふうになっていますけれども、例えば15時までのパートの方、終わって、たまに忙しくて15時半になって、着がえて車飛ばしてぎりぎりでお迎えに行く。いや、電話1本くださればいいですよと保育園の方は言わっしゃるかもしれませんが、やはり、なぜ遅くなるのか聞かれた場合に、どうしよう、またその電話をする時間、これをやっぱりためらう、いろんなことがあると思うんですよね。おそらく保育園側としては、早く保護者のもとへ返したい。でもどうでしょう、ばたばた、ぎりぎりの状態で保護者の方へ

渡すのと、一旦ちょっと余裕を持って買い物を済ませて、余裕を持った気持ちの中で子供と接する。私は、絶対後者のほうがいいと思っています。それで、僕はいつその規則を、保育時間を改正することに踏み切ってはいかがかなと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、園の運営として一定の時間を設けるというのは必要だと思っております。

ただ、今、議員御指摘の点については、園の運営の中で園の保育士と、あと保護者の方のお互いの連携というか、通常の関連の中で解決できる問題ではないかなと思っておりますので、その点については——園長もおりますけれども、園長、あるいは主任保育士と園の中で定例会もやっておりますので、そういった中で保護者さんとの連携という、やはり保護者の方が安心して、気持ちよく保育園に預けられる環境をつくるというところで今後十分に研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと時間も余りありませんけれども、せっかくですので、副町長にお尋ねいたします。

昨日、御自身のアピールポイントとして、明るさ、行動力、それからスピード、これを挙げていただきました。また、子育て支援策というのは基盤は充実しており、逆にその充実すべき最優先課題でもあるというふうに言っていただきました。私は、この3人目の保育料の問題、そしてこの開設の保育時間の問題、これこそスピード感を持って取り組むべき施策ではないかなと思いますけれども、その辺をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

お答えいたします。

3人目無料、鳥栖市などはそういうふうになっているというふうに認識しております。今、周りの各自治体のそういったその施策について全部比較、検討をしている状況でございます。

ので、その結果を見て、早急に研究していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

一番最初に保育園の民営化について問いましたけれども、やはり行政は、行政にしかできないことがこれだけ多様化してきている、その中に、今度の支援メニューもそうですけれども、病児保育・病後児保育、これもそうですね。それから、子育て支援センターの設置、ショートステイにファミサポ、それから地域子育て支援拠点事業に利用者支援事業、最後に、町長にもう一度お聞きします。これだけニーズの多様化の時代に、行政としてどこに寄り添っていくべきかと思われますか。今後の保育行政のあり方等どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その前に、さっきから出ております3人目というようなこと、これはやっぱり出生率を上げるという意味、これはもう国を挙げての喫緊の課題だというふうに思いますので、その辺のところはやっぱり十分に検討をしなきゃいかんということが1つと、それから、これからの保育行政、いわゆる福祉というような観点から、困ってある方——弱者と言いたくないですけれども、本当に困ってある方、そういう方たちをどう手だてをしていくかというような、やっぱり福祉の観点、これが行政、公という部分じゃないかなというふうに思っておりますから、その辺のところはまた考えをいたしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

時間もありません。3項目めについては、また次回にさせていただきたいと思いますが、私はこの太陽光パネルは設置を阻害するものでは絶対ないと思っていますけれども、できれば、設置要綱だけでも前向きに考えていただきながら、これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番議員の大山勝代です。どうぞよろしくお願いします。

今回は3項目ですが、3つとも教育委員会への質問です。しかし、財源の問題などもありますので、町長へも質問いたしますので、どうぞよろしくお願いします。

1つ目は、今国会で審議されている地方教育行政法の改正案についてです。

私から言わせれば、改正ではなく改悪案だと思っています。国の法律ですから、ここで明快な答えをいただくことは難しいと思いますが、この法案が施行されれば今後の基山町の教育行政が大きく変わることになるかもしれません。地方の教育行政はどうあるべきかなど、論議をすることで共通の理解、認識ができればと考えています。

そこで、初めの質問です。

(1)ですが、地方教育行政法に定められている教育委員会の職務の概要を示してください。

(2)今国会に出されている地方教育行政法の改正案は現行法案とどう違い、どういう特徴がありますか。

(3)本来、政治は、また、自治体が教育に果たすべき大きな責務は何だとお考えでしょうか。

(4)ですが、基山町の基本的教育行政の今後を示していただきたいと思います。

2項目めです。憲法でうたう義務教育に係る費用は無償であるべきです。しかし、以前からもあったことですが、教育の格差はこのところ大きく広がっています。公教育以外の教育費の保護者負担も増大しています。例えば、塾、スポーツクラブ、習い事など、低所得家庭では、好きなことを習いたい、伸ばしてやりたいと思っても先立つものがなくて断念する子が多くいます。

それは別にして、(1)ですが、義務教育の中で入学準備金や校納金、学校に納めるお金ですね。その負担はどういうものがあるのでしょうか。

(2)子育て支援策として基山町は先進的に全県に先駆けて子どもの医療費助成を中学生まで拡大され、保護者に喜ばれています。しかし、それも今は全県に広がって、それ以上に18歳まで延長する自治体が出てきています。ほかにも教育費の援助など、独自の施策を進めているところがあるようです。それはどこでどんな施策をしているか、教えてください。

(3)4月以来、消費税増税、ほかにも日用品等の値上げなど、住民の生活は日々厳しさを増しています。それに加えて、子育て世代は教育費の負担が大きくなっています。子育てしやすい町基山町としての支援策を何か考えていらっしゃいますか。

大きな3つ目です。つい先日、5月末、日本列島は真夏のような暑さでした。梅雨入りしてからは今、少しやわらいでいますが、この夏はまた去年のような猛暑が来ることが予想されます。

そこで、基山3校への普通教室へのエアコン設置を促進してほしいと、再度質問をいたします。

(1)昨年の補正予算でつけられるようになった基山中学校3年生と3校の特別支援学級教室分は、予定よりもおくれましたが、ことし設置され、使えるようになっています。昨年の松石議員の一般質問の回答で、ほかの教室への設置については、この夏の検証を行ってからというものでしたが、どちらにしろ、近隣の市町村が全て設置されている今、基山町はもうこれで打ちどめということにはならないと思います。今後のエアコン設置に向け、どう検討されていますか。

(2)全普通学級につけると、それにかかる費用はどれくらいですか。

(3)御承知のように、鳥栖市は全教室設置がこの3月当初予算で予算化されました。基山町は取り残された形になりました。設置に向け、どう検討されているか、お尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

大山議員の3項目の質問にお答えしてまいります。

まず、1項目めの教育委員会制度の改正について、(1)地方教育行政法に定められている教育委員会の職務の概要を示せというお尋ねです。

まず、制度の仕組みとして、教育委員会は地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等

に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置するとなっています。そして、首長から独立した行政委員会としての位置づけであること。教育委員会は教育行政における重要事項や教育方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行すること。月一、二回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催すること。教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命、任期は4年で、再任が可能であること。教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命することなどが制度の概要であります。

次に、教育委員会の職務権限として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に教育委員会の職務権限として、まず、第23条「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」とあります。

その1番目に、「教育委員会の所管に属する第30条に規定する——第30条というのは教育機関の設置のことなんですが——学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。」、2項「学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。」、3項「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」、4項「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。」、5項「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」、6項「教科書その他の教材の取扱いに関すること。」、7項「校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。」、8項「校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。」、9項「校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。」、10項「学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。」、11項「学校給食に関すること。」、12項「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」、13項「スポーツに関すること。」、14項「文化財の保護に関すること。」、15項「ユネスコ活動に関すること。」、16項「教育に関する法人に関すること。」、17項「教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。」、18項「所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。」、19項「前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。」などがその職務として上げられています。

(2) 今国会で出されている法案、地方教育行政法の改正の特徴は何かというお尋ねです。

教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速

な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革が行われております。

大別しますと、1 番目、教育行政の責任の明確化、2 番目、首長による総合教育会議の設置、大綱の策定、3 番目、国の地方公共団体への関与の見直しなどがあります。

その他、政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとするとなっております。

(3) 本来、政治、または自治体が教育に果たすべき責任は何かというお尋ねでございます。

現在の法律によれば、主に自治体は教育予算を執行し、教育環境の条件の整備に重きを置かれているような感がありますが、改正の法案によれば総合教育会議の設置や大綱の策定などにより首長の考えが教育に関して反映できるような仕組みとなっております。

従来の法律で不備であった部分が今回の改正で補われることにより、住民からの選挙で選ばれた自治体の首長の考えが大綱の中で反映されるのも、自治体が教育に果たす大きな責務ではないかと考えています。

(4) 基山町の基本的教育行政の今後を示せというお尋ねです。

改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとり、従来の教育委員会のみならず、首長の主宰する総合教育会議により、幅広い意見を参酌した教育行政を推進していかなければならないと考えています。

2 項目めの保護者の教育費負担の軽減についてでございます。

(1) 憲法に保障された教育無償に対し、基山町での保護者負担の実態はどうかというお尋ねでございます。

日本国憲法第26条第2項後段の「義務教育は、これを無償とする。」という意義は教育提供に対する対価である授業料を徴収しないと解されており、授業料のほかの教育に必要な全ての費用まで無償とはしておりません。ただし、教科用図書は別の法律の定めにより無償とされていますが、基山町においては一部の副読本について町費で予算措置をして無償で支給しております。それ以外のものにつきましては有償としております。

(2) 県内自治体の最近の負担軽減策はどういうものがあるかというお尋ねでございます。

江北町が小学校1年生と中学校1年生の給食費の保護者負担を無料にしています。また、中学3年生の保護者に対して、平成25年度から卒業時に3万円を支給しています。

大町町では、平成25年度から中学校入学祝い金として新1年生の保護者に対し、1人3万

円を支給しております。

(3) 基山町での負担軽減策はあるかというお尋ねです。

小学校及び中学校に在籍する児童数のうち、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助を行っております。

3 項目め、小・中学校のエアコン設置の促進についての項目について、(1) 今夏の検証を受けて、今後どう設置をしていく予定かというお尋ねですが、エアコンの設置は現段階では考えておりませんが、学校施設の長寿命化対策として大規模改修を計画する段階で設置についての検討が必要であると考えます。

(2) 全教室にかかる費用はどれほどかということですが、小・中学校の平成25年度整備済み事業費は1,465万2,900円でした。今後見込まれる未整備の事業費といたしましては、3校で6,000万円ぐらいと予想され、総額で7,500万円ほどになるのではないかと思います。

(3) 鳥栖市も設置実現の今、早急に設置すべきと思うがどうかというお尋ねですが、基本的に暑い日が集中する時期は夏休みとなっております。それ以外で基準を超える日があつて、必要であると判断されれば、空調設備の設置が今後考えられるのではと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8 番（大山勝代君）

ありがとうございました。それでは、再質問を行います。

1 項目めです。詳しく示していただきましたが、19項目もの多岐にわたる教育委員会の職務があり、その遂行のために日々努力されていることに、まず敬意を表したいと思います。

先ほど教育委員会は首長からの独立した行政委員会だと言われましたが、例えば、これまでに、基山町だけでなくもいいのですが、どんな事例が発生したときに独立しているのようになったか、具体的に何か例がありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

こちらのほうで専決できる分については、教育委員会等を開いてやっておりますが、やはりこれは、基山町でいえば町長ですが、これに報告しなければならないということについて

は全て報告をして、ある程度の示唆というか、そういうものはいただいてやっておりますので、独立してやったというのはありません。特に、今回のノロウイルスのときには非常に適切な指示をいただいたものと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

全国的に話題になったというか、それは大阪市の橋下市長が思想調査をしたときに教育委員会が歯どめをかけたということですね。それともう1つは、近々では「はだしのゲン」が閲覧不能になった事実がありましたよね。そのときに教育委員会は閲覧ができるようにということをきっちりと進めていったということもあると思います。

今の教育委員会は5人の構成です。教育委員の中から教育長と教育委員長が選任されていらっしゃると思いますが、教育長は常勤で、ほかの方は非常勤です。

教育長と教育委員長の職務の違い、大きなものを教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員長は教育委員会の業務に関する全てのことについて代表するという責任を持っておりますが、教育長は常勤ですので、教育委員会のいわゆる事務局長の形で事務に専念をする形でやっております。最高の責任者は教育委員長ということになりますが、こちらのほうで専決できる部分については、教育長が専決をして事を行うということで事務は進めております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

定例会が月1回ですかね、そして、必要に応じてということになると思いますが、もし問題が発生したとき迅速に対応できないとの――基山町だけではないですよ。全国的な教育委員会制度の中での批判がありますが、そういうことについてはどう対処されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

臨時で教育委員会というのは十分開けますので、それは可能であります。

事件が起きて臨時で開いたという経緯はございませんが、過去に私が経験した基山町以外のところでは、臨時で集まって教育委員会を開いて決定したという経験は数回ございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

基山中で暴力事件が起こったとき、あれはやっぱり臨時に開くべきだったんじゃないかなと、今の発言を聞いて思いました。

そして、現場経験者は教育長一人ですが、それについての不都合はありませんか。ごめんなさい。ほかの市町での委員長さんは現場経験者が何人もいらっしゃるよねと思いながら、質問します。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、先ほどの学校で暴力事件が起こったときに開くべきだったというのがあったんですが、そのときは急を要しましたので、全て個別にお伝えをして意見を聞いて、そして、対応を決めたところであります。

それから、現場出身者、学校出身者が私一人というのは不都合はないかということですが、特に私は不都合は感じておりません。特にいろんな方面からの考え方が示していただけのので、私としては非常にありがたいなという考えであります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

危惧するというかな、ちょっと懸念するというのは、基山のことではなくて、学校現場のことが問題になったときに、合議制の会議といっても、ほかの委員は現場の状況がよくわからないと思います。だから、追認になってしまうことがないのかなと。その辺の工夫が何かされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校現場のことには、毎回の定例会のときに各学校の今の状況説明をやっております。そして、学校のあり方についても、一日かけて学校訪問を3校やりますし、大体の流れは教育委員はつかんでいただいていると思いますので、追認をするということは、これは決してないと思っております。このことは教育委員会の中でも話題にして、こういうことが弊害になっておりますので、追認ということではなくて御意見を出していただいて、いろんなことがあったら修正していただきたいということを言っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、細かいところで質問をしているのは、今度の改正案がそういう全国的な教育委員会の今の状況を見てからの改正ということのもになるものだと思って質問をしています。

教育委員会制度については、御承知とは思いますが、70年前、敗戦ですよ。それまでに教育が果たした大きな役割がありますね、戦争に突き進むというね。その反省の上に立って、行政から教育は独立しなければいけないのだ。委員については、公選制、住民の方が公募です。そういうことで戦後の民主主義教育が始まったと思っています。しかし、それが任命制に変わりました。そして、今日に至っています。

現在、いじめ問題が陰湿化して、数年前、大津の事件がありました。そのときの教育委員会の対応に問題があったというのがきっかけで、この改正案が出てきたように思います。それと同時に、今の安倍政権は集団的自衛権行使容認に向けて前のめりに進んでいます。きょうの新聞でも、でかでかとそのことが出されていましたが、このままでは教育行政が戦争する国づくりのために、今のままでは、今の制度では都合が悪いという狙いがあるように私は思います。

そこで、改正案が出され、審議されていますが、この改正案に私は反対の立場で質問しています。そこで、この改正案の特徴ですが、先ほど1、2、3、大きな問題があると私は思っています。そのことをどう考えられていますか。中立性を保障しつつ、首長との連携強化、国の関与の見直しとあります。どうでしょうかと危惧を持っていますが。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に、私どもの今の現状では、学校教育で起きた問題点、全てのものは町長のほうに報告をしております。事件・事故も含めてですね。ですから、それから、こうしなさい、ああしなさいということは特に言われておりませんが、主体性を持って現在はやっております。

今回改正された法案の中では、首長がより積極的にかかわられるような仕組みにはなっておりますが、それから小まめにしょっちゅう教育の中にこうしなさいと小さな指示が——大綱をつくるわけですから、大きな大枠ですから、小さなものについてはある程度任せていただけるのではないかなと。もちろん報告はいたしますが、そういうことを考えております。

それから、教育委員会制度の改正について、今、唐突に出てきたわけではなくて、例えば、前の政権、民主党あたりも、民主党の2009年のマニフェストの中にも教育委員会制度の改革というのは出ていたんですね。ですから、以前から教育委員会制度は改革しなければならないというところは、弊害がたくさんあってというのは出ておって、今回、整理をされている過程であるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、説明の中で大綱と言われましたけれども、もともと独立して教育委員会が進められていたものを、首長が大綱をつくって、そして、それを下におろしていくという流れになると思うんですね。その危惧を私は持っています。

佐賀新聞の論説でも、教育長と教育委員長を合体させて新教育長ができる。そのときに、教育委員会の構成はどのように変わるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

構成は現在と変わらないと思っております。教育長もおるし、教育委員長もおるというふうに思っております。（192ページで訂正）

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○ 8 番（大山勝代君）

変わらない。でも、今、教育委員長が全責任ありますよね。そして、教育長は事務的な執行をするということですが、こういうふうになるのではないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

構成と言われましたが、メンバーは変わらないということで、いわゆる大津の事件なんかで一番言われたのは責任者が不在だということだったんですね。ですから、責任は教育長に持たせると。委員長が委員会を掌握すると。掌握といいますか、代表すると。代表して意見を言うと、そういうところではないかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○ 8 番（大山勝代君）

このところが私が一番危惧するところなので、少しくどくなくとも思いますが、連携の強化ということで、教育委員会の中立性をなくしたいというのが安倍政権の大きな狙いです。だけれども、それをなくしたらだめだという内部の反発があつて、それは残ったわけですが、一般新聞なんかでも首長の権限強化がどのことでも危惧されています。危険視されています。このことについて町長はどうお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

教育、確かに難しいとさっきも言いましたけれども、本当に難しい問題だと思います。しかし、どうなのでしょうかね。今まで私も、もう何十年前ですけれども、PTAも10年間やってまいりました。それから、子供たちも孫の教育も見てまいりました。そうしたとき、それから現在ということなんですけれども、逆に余りにも無関与といいますか、先生に任せっきりだと、それから、先生とPTAも本当に、いわゆる連携といいますか、そういうところがなかった。地域もなかった、行政もないというのは、これはむしろ逆の弊害といいますか、そういうことすらあったのかなと、私の経験上、これはちょっと言い過ぎかも知れません。怒られるかも知れませんが、そういう感じさえ持っておりました。そのところをも

う少しお互いが関与し合っていこうやということ、これも必要だと。しかし、大山議員おっしゃるように、余りにも行政がそこに関与し過ぎて、権力を振りかざしたり横暴したり、それから、イデオロギーにまで踏み込んだりということは、やっぱりこれは教育の独立性という面からして、あるべきじゃないと。その辺をお互い考え合いながら教育をやっていくと。全体的な視野でやっていくということが必要かなというふうに思います。

行政が、首長がおっしゃいますけれども、これはやっぱり行政といいながら、議会のいわゆるチェックもあるわけですから、そうそう簡単にいろんなことができるということでもないと思いますので、やはり一つの今の改革ということ、提案されておる、出されておる改革ということも必要だろうというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

今、大串教育長の発言の訂正を許可しますので、どうぞ。大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど教育委員会構成の中で、教育委員長も存在するように説明いたしましたが、私が以前の流れをずっと勘違いしておりまして、新教育長は教育委員長も兼ね備えるという意味で、権限を強化した教育長になるという制度に今度は変わっていくということでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、町長がプラス面もある、でも、ここのところが問題点だみたいな、大まかにそう言われましたけれども、首長と教育長にこのことについてアンケートされているんですよね。細かいところはありますけれども、大まかには、全体の75%、政治が教育内容に介入することに対して、それは一定の歯どめが必要だというふうに回答をされています。ですから、そのことを踏まえて町長と教育長のお考えを今お聞きしているわけです。

そこで、政治が果たすべき責任は、先ほど教育長が言われましたように、教育予算の執行と、それから、教育条件の整備ですね、大きなものとしては。私は現行のままでいいのではないかと考えていますが、この改正案は国の方針のもとで自治体の長が先ほど言われました大綱をつくって教育委員会を、何度も言いますが、従わせるということになるのが大きな問題だと思っています。

果たすべき責任と同時に、絶対政治がしていけないものは何だと思われますか、町長。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それはやっぱり教育、みんなに平等といいますか、公正といいますか、そういうことは前提だと思います。それから、さっきちょっと言いましたけれども、偏った考え方、イデオロギー、この辺はやっぱり余り行政がかかわるべき問題じゃないということでございます。

しかし、さっき言いますように、それを完全に野放しにしておって本当にいいのかどうかという、その辺はやっぱり考えていただきたいということは繰り返し申し上げておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

敗戦後、戦後の国の大きな反省として、教育への政治の介入、それから、支配がああいう大きな犠牲、何千万人もの犠牲をもたらしたという反省があると思います。それに基づいて平和憲法ができて、この政治と教育の中立性の並列性といいますか、それが立場だと思います。ですから、今度の改正案は政治が介入してくる、それについて大きな疑義があるということで、私はここで立っているわけです。

教育委員会とか町にしてみたら、改正された法律にのっとって推進していくという先ほどの教育長の回答がありました。そういうことを言わざるを得ないと思いますが、最後に、歯どめをかけながら推進してほしいと思って、この1項目めの質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この法律の改正については、文科省は何遍も教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつということをおっしゃいますので、中立性、安定性、継続性というのをですね、首長がかわるたびにそれが根幹から変わってくるようなことはないということは考えております。

ですから、この制度については長年の今までの弊害が、あえて弊害と言わせていただきますが、ここで整理されていくものだと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

もう一言。行政、行政と、行政がそんな勝手なことをやれるわけございませんし、行政も民意によってやっぱり動くということでございますから、その辺のところはチェックは十分やっつけていかなきゃいかん、できるもんだというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。どうぞ今後の教育行政をよろしくお願いします。

2つ目です。保護者の教育費負担の軽減についてです。

もともと日本は、公が教育費を負担するというのが低いと報告されています。それを前提に話を進めていきたいと思いますが、保護者が学校に納めるお金で負担が大きいと思っている項目は何でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

小・中学校におきましては授業料とか教材費等はほとんど負担ありませんので、それ以外の給食費、それから、PTA会費とかありますけれども、金額的には給食費が一番大きいのではないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今の課長の答弁と同時に、もう1つ私が聞きたいのは、就学援助費の大きな支給の項目と金額がわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

就学援助費の制度でございますけれども、就学をするために経済的に困窮している家庭に支援するものでございますが、現在の支給項目といたしましては、学用品費、通学費として

1年生は1万1,100円、2年生以上は1万3,270円、校外活動費、これは交通費とか見学料ですが、3,470円、修学旅行費、これは小学6年生と中学3年生に支給しておりますが、これは実費といたしております。新入学時における準備のための学用品費として、別途1万9,900円、それから、医療費でございますけれども、学校保健安全法で定めた疾病に限り保険診療の3割、実費分を支給しております。それから、学校給食費でございますけれども、実費の4万6,200円を支給しております。今のは小学校の分でございます。別途、中学生の分はまた金額が定めてあります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、私がなぜこれを聞いたかといったら、この金額でわかるとおり、先ほど言われたように、給食費4万6,000円、それから、教材費とか言われましたけれども、それは、例えば、入学時、進級時のいろんな教材を買わなければいけない、そういうところでふえてきていると思います。それと、新入時ののが大きいですね。1万9,900円。ですから、そういう就学援助時にはこういう補助があるんだけど、今、私が初めに言ったように、教育費の負担が増大している中で、少しでも保護者の負担を軽減していただきたいと思って、今、質問をしていますが、先ほど江北町、小学校1年生と中学校1年生の給食費が無料ということは、5万円前後だと思います。それが基山町よりも人口が半分以下だと思います。そういうところでの支給です。それと同時に、江北町は出生祝い金も出されていますよね。そういう先進的な子育て支援策があります。

ですから、基山町もそろそろ施策を考えていただきたいと思いますが、まず、ちょっとそれはそのことだけでの答えを。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

県内でもそういうふうなところもございますし、そのほか、全国でもそういうところがあるわけですが、それは何でそこでそうされるのかというのを私はよく見ておりますと、どうも自治体間競争といいますか、人口の奪い合いじゃなかろうかというような気がしてなりません。それもある意味、しちゃいけないということじゃございませんでしょうけれども、

それに走り過ぎてはやっぱりいかなかなというふうに思います。むしろちゃんとした理念があつて、そこには平等性みたいなものもあるわけですから、その辺も考えながら、その辺の理念を持ちながら、本当にやるべきはやるというような、それがあつたらいいと思います。

それから、むしろそういうこともそうですけれども、本当にお困りになっている方に対してはやっぱり厚くということもまた必要なことかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

またお尋ねします。

先ほど教育長は(3)のところの回答で、基山町の軽減策が就学援助を行っていますと言われましたけれども、私は子供を持つ全家庭への支援策を聞いたつもりです。就学援助費はどの自治体もしていることだし、全世帯ではもちろんありません。

基山町として何らかの負担軽減を打ち出す考えはありませんかということをお尋ねしましたが、今のところないということで進めていいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところ全世帯対象にはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

知り合いのお母さんに聞いたら、やはり先ほどから言っていますように、教育費の中で大きな負担は入学準備のときにかかる費用、それと、給食費だということです。小学校1年生に入学するため、それから、中学校1年生、制服を買わなければいけないし、高校では、ちょっと書いてあるとを見たら、佐賀県の場合、10万円から15万円の入学するための準備が必要と。それと同時に、タブレットの負担が出てきていますから、今、15万円前後は高校入学するために必要なわけです。

そこで、提案ですけれども、給食費の負担をこのままでと考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところ、このままの給食費でいきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

これを少し検討していただけないかということで提案しますが、5万円前後を全子供にということには、やっぱり大きな財政負担がかかりますから、せめて年間1万円、そういうことにするならば、今、小中3校の子供数が1,345人と思います。1,300万円ちょっとでできるのですが、町長、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと桁を今数えておりましたけれども、今すぐそれを、はい、それじゃやりましょうかという話にはなりません。その辺のところは、また教育委員会とも、福祉というような感じも持って話はしていきたいなと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

検討していただきたいということで、それと、先ほど言いました入学時の支度金ですが、基山の場合、大体小学校入学が140人ぐらい、中学校入学が150人ぐらい、高校入学が170人で計算したら、460人ぐらいだと思います。江北町や大町町などのように、入学時に幾らかの支給をするということにはなりませんか。いずれも何億円というようなものではありませんので、前向きに検討していただきたいですが、また町長。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

さっきのも含めて、ちょっと検討というようなことを私は言ったかもしれませんが、検討という言葉は、後で検討したのかしていないのかとかなんとかというような話になりま

すから、教育委員会との話は、やっぱりそういう提案があったということでやるべきだろうというふうには思っております。それが検討したから、さあ、するのかせんのかという話じゃないということで、今の問題も、それも含めてちょっと話は教育委員会でもしてもらいたいし、私どもも話はしてみたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○８番（大山勝代君）

これまで医療費を中学校まで無料にするという政策と、それと、保育料の負担軽減、段階を小さくしてということが大きなこれまでの支援策だったと思います。中学校３年生までで医療費の負担は打ちどめですか。継続を考えていらっしゃいますか。再度粘って、町長に。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

継続というか、もっと上までという意味ですか。それはちょっと今のところは考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○８番（大山勝代君）

多久市、もちろん玄海町はそうですけれども、もうしていますよね。ということになっていますよね。ですから、打ちどめ、考えていないということではなくて、これもこども課、教育委員会と提案があったのでということで話を進めていただきたいというふうに思います。

済みません、また財政負担の問題で恐縮ですが、最後の質問です。

エアコン設置の再質問をします。

以前に私も質問して、ほかの議員もされています。３つまとめて質問しますが、回答では、現段階では考えていませんが、大規模改修の計画の段階で検討すると言われました。長寿命化の大規模改修ということで、中学校ではその計画があるようですが、そしたら、若基小や基山小はこのエアコン設置については何年後、大規模改修の段階でといったら随分先のことのように思えますが、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

まず、現在のところ非常に老朽化が進んでいるのが基山中学校だと思っております。建設時期は若基小学校と3年ぐらいしか変わっていないんですが、中学校のほうが緊急性を要するんじゃないかということで、今年度、計画、来年度、実施設計をして、再来年度に改修、計画の中身によりますけれども、そういうスケジュールでしたらどうかというふうに今のところ検討しておるんですけれども、やはり大規模改修になりますと非常に金額もかかりますもんですから、一応中学校が終わりまして若基小学校の長寿命化といいますか、大規模改修にかかりたいというふうに現在のところ思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そしたら、エアコン設置については、もう何年も先ということになりますか。ある程度この辺でエアコン設置を考えるという検討はなされていないのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

エアコン設置になりますと、配線の工事からさまざまな設備の更新もありますので、現在、その部分だけ工事をして、また手戻りになったり、二重投資みたいな無駄が生じてくることも考えられますので、大規模工事にあわせてやったほうが一番効率的じゃないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

何かいい答えが出てこないの、次をどう攻めていったらどうかちょっとわかりませんが、試算をされて、7,500万円の1,500万円はもう執行されたわけですから、6,000万円ということですが、この6,000万円を、やっぱり先ほど課長が答えられたように、何年も待たなければいけませんか、町長。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

このことについての基本的な考え方は幾つかございます。1つは、先ほどよその学校もと、それから、鳥栖もどうのというような話がございましたけれども、周囲がどうかということ。これは確かに気になるところではありますけれども、それじゃ、周囲がやっておるからうちがやらなきゃいけないという考え方、これは逆の場合も言えます。さあ、やれと言われて、周りもやっていませんよという言い方をこっちからすることもありますけれども、やはり余り周囲、周囲ということ、東のほうはエアコンについては割と皆さんどこでもされると。ところが、西のほうが進んでいません。むしろ扇風機というようなところもあるんじゃないかなと、そういうふう聞いております。その辺の一つの考え方。それから、とにかく何もかもと。エアコンもそうなんだと、それから、パソコン、ICT化もそうなんだというようなことで、何もかもというわけにはいかない。やっぱり一つずつ片づけていくべきものかなというふうに思います。

それと、本当にこれはどうなんですかね、まだそんなこと言っているかと怒られるかもわかりませんが、本当に子供の健康上、これは絶対必要なんだというようなものなのか、それから、それは快適に勉強できるということであれば学習上はいいのかもわかりません。そういうふうなことも考え合わせてということ。そして最後に、やっぱり二重投資ということになると、今度はそっちのほうの責めも我々は受けなきゃいかんもんだから、その辺との兼ね合いということ、これもやっぱり頭の中にはあるということは間違いございません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

反論するわけではありませんけれども、西のほうはそう広がっていないとおっしゃいます。それから、健康上どうなのかとか言われたときに、今、その論議は通り越したんじゃないかなと私は思います。全国的な流れも、学校はエアコン設置ですよ。特に、東京都などは90%以上です。それと、2年ほど前、私などがエアコン設置をと声高に言ってきておるときに、福岡県のほうではグリーンカーテンのどうのこうのとかなという論議が議会でもあった。久留米に私が聞きに行ったときも。そのことが逆に、福岡県もつけるという方向で流れてきているというのを報道で思っています。ですから、そのところはちょっと発言を抑えて

いただいて、先ほど言われました大規模改修の前に工事をしておいたら二重投資になるのではとかという論議もあるのはわかります。ですけれども、エアコン設置は鳥栖市よりも基山町のほうが早く実現すると私は思っていました。だけれども、先を越されてしまいました。そして、やはり現実的に猛暑日は年々ふえてきています。だから、早急にやっぱり決断されていただきたいと思います、教育長、町長、意見をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど説明しました域からちょっと踏み込めないところですが、やはり教育委員会独自で物を考えるということは、やっぱり町の施策としても考えていかなきゃならないと思っておりますので、現段階では大規模改修とあわせて、若基小の大規模改修のときは当然、基山小にもそういう設置。基山小はダクトというか、そういうのは入っているそうです。ですから、大きな工事はしなくていいということですので、そういうことを考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

町としましても、やっぱりそういう時代かなというような感じはしないわけじゃないんですけれども、今、私も基山小学校にはある程度の配管みたいなのもできておるという話も聞いてはおりましたけれども、やはりいろいろ順番というのもございますし、改修、そのときがタイミング的にいいのかなというふうに思っております。

だから、来年、再来年ともう1つ先というぐらいになるのかな。それはわかりませんが、でもね、実際、予算を組んでみなきゃわかりませんが、ちょっと一、二年、二、三年延びるという思いで私は今のところおります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

確認ですが、中学校の大規模改修が何年で、それと同時に、エアコン設置も一緒にということ、その次に、若基小と並行して基山小ということで、年度をもう一回はつきり教えてい

ただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

今年度が計画、来年が実施設計を考えております。そして、それに基づいて、その次の年、再来年度が工事着工というふうな形だと思っております。その中で、こういった設計にするのか、エアコンを含めた検討が必要だというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

検討というような言い方をしますと、大規模改修のときに必ずというような捉え方をされると、ちょっとその辺もいかがかなと。やるとすれば、やっぱりその時期になるというような御認識をお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

やるという回答をもらわにゃ引き下がったらいかんよと、ほかの議員から言われているので。

前向きに検討ということで、早急に決断されることをお願いしますが、念押しですが、基山中が再来年。計画、実施設計、工事ということになったら、また若基小はその再来年の3年後ですか、それとも、途中でずれた並行の形でされていきますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところ基山中学校の大規模改修が終わった後に若基小学校の検討をしたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ずらして並行にということにはなりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところ先ほど申したスケジュールで進めたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

課長はそう言われましたが、町長、頑張ってください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺のところは、きょう必ずここでという話じゃなかろうというふうに思いますので、引き下がれませんと言われても、ちょっといかがかなというふうに今私は思っております。

（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時55分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に、林博文議員の一般質問を行います。林博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員の林博文でございます。一般質問2日目、午後の時間帯ということで、お疲れさまです。傍聴者の皆さん方につきましては、傍聴に来ていただきありがとうございます。

それでは、通告をいたしておりました質問事項3項目について、1の農業行政について、2の荒廃森林再生事業について、3の基山町体験農業についての3項目質問をさせていただきます。御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項1の農業行政についてであります。質問要旨、この農業行政の問題につきましては、昨年、政府が農業政策大転換ということで打ち出された項目であります。農林水産強化対策が決定をいたしました。平成30年度には米の生産調整も廃止が決まり、また、日本の農業が転換期を迎える中で、もうかる農業、また、攻めの農業の政策についてのプランが立てられております。その中から幾つか要点で概要を説明願いたいということで、今回、上げさせていただきました。

改革については、いろんな農業施策が現在出されておりますが、米の生産調整については半世紀にわたり続き今回改正がなされたということで、それに見合ういろんなプランが、もうかる農業、また、攻めの農業という形で政府が打ち出しております。

この(1)につきましては、農業の第6次産業化の推進はということで、これについては、また概要を説明していただきたい。この農業の第6次産業化につきましては、いろんな農業の生産向上に役立つような施策が国の支援からもあっているようです。

また、次の(2)の農地中間管理機構の活用の概要はということで、これは今年から本格的に事業が始まるわけですが、農地の集約化、そういうのが基山町、また、農業委員会にも本当に大変な仕事が回ってくる。そして、貸し手と借り手の中間をこの管理機構が補っていくというような制度とっております。

そうということで、(2)の農地中間管理機構の活用の概要、アの管理機構の事業主体はどこか。

また、イの農地集約の借り受け希望者の公募は今後どのように進めていくのか。

中間管理機構、ウのこの事業の市町が作成する農地配分計画の原案は基山町はどのように推進をしていくかということで、県のほうでも担当者、また、課長たちにもこの会合には相当出られておるんじゃないかというふうに思っておるところです。そういうことから、いつごろからこの事業に取りかけられるのか、また、初年度に扱う農地についてはどれくらいを基山町は見込んでおるのかということであります。

次のエについては、この事業の農地の貸与について費用の補助金は、ほとんどが農地中間管理機構の費用、これは相当な金額、705億円から予算がつけられておるわけですが、ほとんどが国庫補助なり県の補助で賄われるようになっております。その内容についても説明をお願いしたい。

また、オについては、逆行するような形で、これは私が鳥栖基山農協の本所のほうにおつ

たときに、農地集約の鳥栖基山農協で発足した農業公社が立ち上げられたわけですが、これは鳥栖市と基山町が出資をして、鳥栖基山農業公社というのをつくって、農協本所のほうに事務所が置かれて、鳥栖と基山地区の農地の利用権設定等を相当な件数されておったのが、いつの間にか、3年前か2年前と思いますが、解散がなされたわけです。中間管理機構のこういうふうな活用が今から本当に集約化、あるいは大規模化を目指す農協なり農業者、それに逆行するような形でこれが解散されたのはなぜかというようなことを聞きたいということであります。

(3)につきましては、26年度より新設された日本型直接支払制度であります、アのこの制度の概要はということで、今年から新たに政策プランとして日本型直接支払制度の新設事業がなされております。そのようなことから、アのこの制度の概要。

また、イについては、基山町でのこの制度の利用状況はどうなっておるのかということで、集落地域の活用内容等も説明をお願いしたいと思います。

次に、質問事項2の荒廃森林再生事業についてであります、この事業につきましては、基山町全域が環境林ということで重要な区域に県のほうから指定をされました。これは平成20年度から皆さん方も支払っておられる森林環境税ですね、これは住民税に500円ずつ上乘せし、また、法人については1,000円から4万円、そういうのが徴収されておられるわけですが、それを活用した森林保安事業ということで、間伐事業が基山町で5年間計画されて、現在、実施をされておるところでございます。

そういうことから、アのこの事業について、25年度の事業の実績内容はということで、地区名とか事業面積、事業費、また、実施所有者の人数等を説明願いたいと思います。

また、イについては、昨年済んだところ、まだ残っておるところもあろうかと思いますが、26年度、ことしはどの地区の山林を基山町では行うのかということで、昨年も7月ぐらいにですか、町民会館のほうで松雪課長名で山林所有者に案内をされて、説明会等を開いておられたようですが、ことしはどこの地区をされて、どれくらいの規模をされるのかということを知りたいと思います。

次に、質問事項3の基山町体験農園についてであります、私はこの体験農園については二、三回質問をさせていただいたわけですが、要は基山町は高島団地、それにきやま台、三井ニュータウン、けやき台というような形で新興住宅が進んで、団塊の世代、非農家の方が生きがいつくり、また、体力づくり、そして、余暇に家に閉じこもられなくて、こういうよ

うな体験農園を通じた生活ができるような、それと、国保関係が医療費が延びる中で、家にひきこもりというようなことじゃなくて、外に出て自分が育てた野菜を食べたり、また、販売したりする、そういうようなのができれば健康上もいいんじゃないかなということで、二、三回、体験農園の実施について質問をしたところでありますが、再度、(1)の基山町が取り組んでいる体験農園の概要を示していただきたい。

また、町からの補助金とか事業農園の面積、貸借区画とか、あるいは賃貸料、賃貸人数等をお聞かせ願いたいと。

また、(2)については、何回も私はこれを質問したわけですが、やっぱりこれだけ団塊の世代とか高齢化が進む中で、花をつくったり自分の野菜をつくったりしたいという方が相当おられますので、増設をしたらどうかなということでもあります。体験農園の増設をなぜしないのかということです。

それと、(3)につきましては、基山町の高齢化、また、さっき言いました団塊の世代の余暇活動とか健康づくりに野菜や花を育てる農作業の場所として提供してはということで、三井ニュータウンとか、あるいはきやま台、高島団地、また、けやき台ですね。高島団地については、五、六件ほど金丸地区の近くに農地を借りてある方が、個人対個人でですね、農家の方と高島団地の方が貸し借りをされてつくっておられるところもありますが、やはり町がこういうのを率先して進めて、町から補助を少しでもしたり、また、農業委員会なり、また、後で質問いたしますが、農業者年金の農年クラブ、そういうような人たちに農業の指導、野菜づくりの指導として手伝ってもらいながら、この体験農園をふやしてもらったらということで質問をさせてもらったわけです。

以上で1回目の質問を終わりますが、御答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、林博文議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1項目めの農業行政について、(1)6次産業化の推進の概要はということでございます。

6次産業化につきましては、農林漁業の第1次産業と製造業の第2次産業、流通販売業の

第3次産業を合わせた経営の多角化を6次産業化と呼ばれておりますが、平成23年3月に6次産業化法が施行され、加工から販売まで手がける農漁業者を支援する動きが強まっております。しかし、佐賀県内では米麦主体の土地利用型農業が主で、企業的な発想で農業を展開する取り組みが少ないのが現状でございます。

(2)の農地中間管理機構の活用の概要はということで、アの管理機構の事業主体はどこかということです。

この事業主体は、佐賀県農業公社です。

イの農地集約の借り受け希望者の公募はどのように進めていくのかということですが、佐賀県農業公社のホームページ及び町、JAの広報紙により年2回行う予定でございます。

ウのこの事業の市町が作成する農地配分計画の原案は基山町はどのように推進し、いつから実施する予定か、また、初年度に扱う農地はどれくらいを見込んでおるのかということでございますが、佐賀県農業公社から配分計画作成依頼があった後に町が貸し付け希望者と借り受け希望者の調整を行い、農業委員会の意見を聴取して、原案を佐賀県農業公社に提出します。年2回、9月と2月ごろに原案を作成することになると思います。初年度に扱う農地については未定ですが、佐賀県農業公社が借り受ける農地の目標としては、1,000件で400ヘクタールとなっております。

エのこの事業の農地の貸与についての費用の補助はということです。国、県の負担割合というお尋ねです。

農地の出し手に対する支援として、地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金がありますが、国が100%負担します。

また、農地の配分計画後に貸与が進まなかった農地については、公社が2年間を上限に草刈り等の保全管理を行いますが、国が7割、県が3割負担することになっております。

次、オの農地集約の鳥栖基山で発足していた農業公社はなぜ解散したのかということでございますが、現在、国政、経営所得安定対策等における耕作放棄地の解消や農地利用集積事業に伴う農地流動化の取り組みが行われており、会員であるJAさがにおける広域合併や機構改革による事業の拡大に伴う事業の重複等の要因により、設立当時の目標であった公社の役割は達成されたものと考えられます。

(3)です。26年度より新設された日本型直接支払制度はということで、アのこの制度の概要はということでございます。

平成19年度より行われていた農地・水保全管理支払制度をもとに新設された制度で、農道の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的な活動に対する補助金、農地維持支払と、植栽による景観形成や清掃活動など地域資源の質的向上を図る活動に対する補助金、資源向上支払が創設、組み替えされました。

以前の農地・水保全管理支払交付金では、農業者と非農業者で活動しなければなりませんでした。今回新設されました農地維持支払は農業者のみでも取り組めるようになったため、以前よりも農業者が取り組みやすい制度になっております。

また、交付金の金額は10アール当たり田が5,600円、畑が3,440円になっております。

イの当町での制度の利用状況はということですが、平成25年度から取り組んでいた組織に関しては、7組織全てが新制度に移行をします。うち、1組織は面積を拡大し、新規地区については現在5組織が申請を検討されております。

活動内容については、農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動や景観作物の植栽や地域での清掃活動、生物の生息状況調査などの地域資源の質的向上を図る活動に取り組まれています。

2 項目め、荒廃森林再生事業についてでございます。

(1)のこの事業は基山町全体が環境林という重要な区域に指定された森林環境税を活用した間伐事業が5カ年計画されておるということで、アの25年度のこの事業の実施内容ということですが。

この事業につきましては、県が事業主体となり、5カ年間で荒廃している森林を再生する事業となっております。

平成25年度の事業内容につきましては、宮浦地区で事業面積の16ヘクタールを事業費486万円で整備しております。事業実施するための対象人数については、25名です。

次、イの26年度はどの地区の説明会を実施するのか、また、山林所有者への案内ということですが。

平成26年度の説明会につきましては、平成25年度の宮浦地区の未実施地区及び小倉地区を実施予定です。

また、間伐対象森林の所有者に対しては、鳥栖農林事務所から説明会の通知文書が送付されます。

3 項目めでございます基山町体験農園について、(1)基山町が取り組んでいる体験農園の

概要を示せと。町からの補助金、事業農園の面積、貸借区画数、賃貸料、貸借人数等ということになっております。

補助金は年間33万3,305円で、事業農園の面積は2,652平方メートルです。また、貸借区画数は61区画、賃貸料は4,000円、貸借人数は55名となっております。

(2)体験農園の増設はなぜ進めないのかということですが、体験農園については一定の面積が必要であり、駐車場の完備、作物等の用水や倉庫等が必要になります。また、市街地に近い場所で条件に合う土地を貸し付ける方がありません。

(3)基山町の高齢者、また、団塊の世代への余暇活動、健康づくりに野菜や花を育てる農作業の場を提供してはということでございます。

これには農地の借り手のアンケートをとってはどうかということですが、農地の貸借についての意向調査は農業委員会でも行っておりますが、余暇活動、健康づくりを兼ねた農作業を行うためには場所の確保が必要でございます。しかし、現在のところ該当する場所がございません。野菜づくり等の相談などがあった場合は、初心者では難しいため、J Aと協議し、体験農園やJ Aのふれあい農園、レクリエーション農園を紹介いたしております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

1の農業行政につきましては、これは私は得意とする分野で、実際、農業も1町近くつくっておりますので、いろんな面で関心があるわけですが、大変な農業改革がなされて、米の生産調整なり、いろんな補助金とか、そういうのが見直されたわけですが、1の農業の6次産業化、これも政府の成長産業として、もうかる農業、攻めの農業として、いろんな施策がなされております。5月下旬に久留米市内のほうでは野菜とか植木とか花とか、そういうようなもののテレビとかラジオ放送がございましたように、政府としては農産物の直接販売、これは基山町も、やっぱりうちの畑なり、また、青空市、そういうのもされております。また、加工品については、黒目牛のパン工房とか、そういうのがあるわけですが、観光農園とか、将来は農家のレストラン、そういうのもこの一体となった6次化の市場、そういうのが現在は年間1兆円と言われておりますが、政府としては今後10年間には10兆円から12兆円ぐ

らいを目標に掲げて推進をしていくということでもあります。

基山町はきのうから、いろんな道路の塚原・長谷川線等も出ておりますが、また、近くにはアウトレットなんかもあるわけですので、そういうのはお客さんの利用を含めたところの6次産業を今後進めて、観光農園なり農家レストラン、また、直接販売所、町長の公約であった道の駅とか、そういうような構想も一時期はえらい上がっておったわけですが、立ち消えになっておるわけですが、こういうのを担当課長、よければ攻めの農業、そして、もうかる6次産業への推進をする意思があればいろんな面で、山楽でも農産物を扱いたいということとで相談にも来ておられますが、そういうのを見たところで、この6次産業にもう少し農家と手を組んで、加工とか販売まで手がける農業者に手助けをしたらどうかというふうな提案をしたいと思いますが、その点、課長はどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員おっしゃいますように、国の施策であります6次産業につきましては、当然、三神地区の農業普及センターとも連携しておりますけど、なかなか三神地区では実績がないのが今の状況でございます。

県の県単事業のさが農業経営多角化等支援事業や国の6次産業の支援等を活用しまして、何らかの取り組みができればと考えております。

しかしながら、6次産業につきましてもメリット、デメリットが当然出てくるかというふうに考えております。いっぱいありますけど、まず最初に、メリットにつきましては、第1次産業について、天候の不順や冷害等で不作になり収入が安定しないときでも、6次産業につきましては作物の調理とか加工とか販売することができるので、安定した収入が得られるかというふうに思いますけど、また反面、デメリットにつきましても、雇用や店舗の問題ですね、また、経営資金、また、一番大事なのは、やっぱり販売のノウハウとかがなければ当然経営が安定しないというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この6次産業につきましては、先ほど課長が言われましたように、最大の問題、課題というのは、やっぱり加工や販売、そういうのが一番の問題じゃないかということで上げられておるところです。しかし、やっぱり基山町については、周りが高速道路のパーキングエリアなり、鳥栖のアウトレット、そういうような関連の大きな集客施設があったり、また、基山のパーキングエリアについては本当に西日本一のパーキングエリアでもありますので、ローソンなんかは農産物をパーキングエリアの中で販売しておりますが、大変好評なようですので、そういうような基山のパーキングエリアの近くに加工場なり、いろんなところを国の支援を受けたり、また、補助を受けたりして進められて検討をしていただきたいというふうに思っておるところです。

これについては、大変難しい点もあろうかと思しますので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

要は私は(2)の農地中間管理機構の活用の概要ですけど、これはやっぱり政府が環太平洋連携協定、TPPにつながっていくわけですが、いろんな面で中間管理機構を日本もつくって、農地の集約化、生産性向上を図らなくては外国に太刀打ちできない、農産物が安くなるというような形で、この制度ができた状況ですが、これについての制度改正のポイント、この新制度の概要をもう一回ちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回、制度の改正がありました中間管理機構の概要でございますけど、農業経営の規模拡大、農用地の集団化等による農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するために、今回、農地中間管理機構を設立したものでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ということで、新しい制度が創設されて、政府が100%補助金を出すもの、また、国が70%、県が30%の補助金を出すということで、貸し手と借り手、農地の集約化、それから、基盤整備、また、貸し手に対してもお金をやると。そして、規模拡大をしていくという

のが農地中間管理機構の事業の内容と私は受けとめております。

そういうようなことから、事業主体が佐賀県の農業公社が今後、音頭を取って進めていくと。それに対して、各市町村はここに上げております借り受け者、貸付者、そしてまた、そういうふうな配分ですね、それを取りまとめていく。そのためには、やっぱり農業委員会の調査が必要かと思います。

この農地集約については、現在、担い手の農地集約、耕作放棄地の発生防止とか解消の抜本的な強化というような形で、この20年間で耕作放棄地、基山も相当あるわけですが、約40万ヘクタール、ほぼ佐賀県全体面積のしこの耕作放棄地が日本全国に倍増になったということとであります。それと、農業の担い手、高齢化、基山町も70歳以上で農業を支えてあられるというような形で、担い手の農地利用については、全農地の5割しかなされていないというのが現状です。

そういうようなことから、政府がTPPを先を見越した、このTPPについても、大体決まっておるようですが、オバマさんの11月の中間選挙の前に、お土産としてその辺に打ち出されてくるんじゃないかというような形で、農産物5品目については、その辺に終点がなされるのじゃないかというふうに受けとめておるわけですが、要はこの中間管理機構については、基山町はこれから農業委員会とタイアップして収集して、農業委員会が耕作放棄地とかそういうのを調査されて、貸し手と借り手をしていくわけですが、要はこの中で農地中間管理機構の関連予算が政府としては700億円、先ほど説明しました中でありますが、この内容について簡単に、機構の集約協力金というのはどういうものか、また、農地中間管理機構の事業というのはどういうものか、そして、農地集約化の基礎業務の支援についてはどういうものかというのをわかれば、簡単に概要を説明していただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど町長のほうから、今回、農地の支援につきましては、地域集積協力金、また、経営転換協力金、また、耕作者協力金がありますけど、その内容について若干御説明したいというふうに思います。

地域集積協力金、地域に対する支援でございますけど、対象者といたしましては、集落など外縁が明確である区域ということで、交付面積に関しましては、1反当たり2万円から1

反当たり 3 万 6,000 円と区分されております。

本町で一番関係あると思いますのが経営転換協力金、経営も転換しまして、通常リタイアする方ということでございます。これに関しましては、先ほど申しますように、対象者は経営転換する方、また、リタイアする農業者、また、農地の相続人ということで、全農地を 10 年以上機構に貸し付け、また、なお機構から借り受け、貸し付けのある方ですね。交付面積につきましては、0.5 ヘクタール以下につきましては 1 戸当たり 30 万円、それから、0.5 ヘクタールから 2 ヘクタール超しますと 1 戸当たり 50 万円、2 ヘクタール以上になりますと 1 戸当たり 70 万円というふうな協力金を得られるところでございます。

また、耕作者集積協力金につきましては、農地の集積、集約化に協力する場合ということでございますので、集落等でまた協議等が必要になりますけど、これに関しましては 10 アール当たり 2 万円を交付するという事で全体の予算が組まれているかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11 番（林 博文君）

大変な事業であります、やはり外国に対抗するためには農地の集約化、規模拡大、そして、やっぱり費用の節減というのが狙いじゃないかというようなことで、それと、先ほど言いましたように、耕作放棄地が滋賀県の面積のしこ耕作放棄地が倍増したというようなことが言われております。そういうような中で、この耕作放棄地を幾らかでも減らしていく、そして、食の安定、安全・安心な農業経営に携わっていただくというような形で、この担い手の農地利用については全農地の 5 割を切っておるというようなことも言いましたが、今後、目標としては 10 年間で担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造を実現したいというような形で政府は打ち出されておるわけでございます。

そういうことから、この中間管理機構については、担当者、あるいは農業委員会は大変でしょうが、今後、取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、貸し手、確かに基山町の場合は一番課題が多いわけですね。中山間地の扱いの課題というような形で、基山町の場合はバイパスから上はほとんど中山間で面積が小さいわけですが、貸し手があっても、それを借りてくれる人がおらんと、この中間管理機構は成り立たないわけです。また、農地の配分が、ここを誰が貸して、ここを誰が借りますというような形になっても、これまた政

府は、これは回答の中でありましたように、引き受けた以上は公社が、例えば、借り手がなくても2年間を上限として草刈りとか保全管理を国と県が負担して農地を管理していくというのが一番いいんじゃないかというふうに思うところですが、基山町の中山間、バイパスから上についての小さい農地については、ほとんどの方が将来もうからない農業から見れば、農地の集約というのを推進していくべきじゃないかというふうに思っております。

今後の事業ですので、基山町の場合は、現在、個人対個人でもされておりますが、基山町で現在の農業委員会、月に1回あっておるわけですが、審査をして、今まで利用権設定が月に1回の農業委員会にも出されておる。継続されるところもありましょうし、新規でもあるかと思いますが、鳥栖市の場合は大体四、五百件あるわけですが、基山の場合はどれくらいの感覚でありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど中間管理機構の課題を議員おっしゃいましたとおり、バイパスから上につきましては、御存じのとおり、中山間ということで貸し手、借り手につきましては、今後、新しくする事業でございますので、農業委員会、本町、また、JAとも協議しながら行っていきたいというふうに考えております。

先ほど農地の利用権設定の御質問でございますけど、今、平成25年度で新規で約18件、それから、再認定、再交付でございますけど、86件で年間約104件の利用権設定が行われるということでございます。また、この18件におかれましては、今現在、基山町におきましても新規就農という方も1名いらっしゃいますけど、また今年度1人追加する予定でございますけど、当然、その方も新規利用の利用権設定には加わっているということを御理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

やっぱりこれだけ農地の貸し借りの利用権設定が農業委員会にかけられて、継続の場合は申請だけで、書類審査だけで通っておるようですが、新規については、やっぱり正式な農業

委員会、18件。鳥栖市の場合は五、六百件あるようですけれども、基山の場合は年間を通じて100件ということで、やっぱり基山は高齢化、また担い手、あるいは規模が小さいということで、もうつくり切れないというような形で耕作放棄地がふえてきたと。しかし、貸し手はあるけど、借り手がないというのがほとんどで、農地の貸し借りについても無料でなされておるとというのが現状じゃないかと思います。しかし、この農地中間管理機構につきましては、国とか県がこういうふうな予算についても705億円からの予算がつけられて、貸し手に対して2万円、借り手に対して補助があるというような形で、大変いい機構関連のこういうふうな規模拡大の事業という形で今後注目がされるんじゃないかというふうに思っておりますのでございます。

この事業については、政府が農林水産強化策ということで決定をいたしておりますので、年に2回、9月と2月に原案を作成するというような形で、農業委員会が調査をしながら農業公社に取り計らっていただいて進めていくという事業ですので、頑張っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは次に、農業公社については、私が農協の本所のほうにおったときに、農地の売買なり青色申告、また、農地の利用権設定、そういうのを鳥栖基山農業公社の中でしておった関係で、この中間管理機構と同じような仕事の内容ですが、今現在、農地の売買とか、そういうような農業委員会にかけた場合、利点、売買の譲渡所得関係の控除は農協の場合は800万円ありましたが、そういうのも基山町の場合はありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

ちょっとその件に関しては詳しくわかりませんが、県の農業公社を使いますと、何らかのそういう措置が出てくるかなということぐらいしか今現在ではわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ということで、鳥栖と基山の市と町がこれについては、先ほど町長が申しましたように、広域合併とか構造改革による事業の拡大に伴う事業の重複などによって解散したということではありますが、大変農家の方はいろんな面で鳥栖基山農業公社を利用されておったようです。

残念でたまらないというようなことで、たった12年間ぐらいで解散されたということになります。

じゃ、次の(3)に移らせていただきますが、26年度より新設されました日本型直接支払制度、この件については、確かに19年度から行われてきた農地・水保全管理支払制度、これも本当にどこの地区も、当初はやっぱり基山町では十七、八件ぐらいこの支払制度に加入されておったわけですが、実績報告とか書類とか、それから作業とか、本当に大変な書類を出さなくてはならないというような形で、当初、十何件かあったところが二、三件、24年度、25年度になりますと、どこの団体、地域も集落もこれは取りやめというような形で、その割にはやっぱり金額が小さかったというようなところもありますが、解散されたわけですが、今回、大きな改正点というのはどこにありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど町長が答弁されましたように、まず第1点につきましては、やはり補助金額が上がっております。それともう1点は、前は非農家も活動しなければならないという条件がありましたけど、今回につきましては農業者のみで取り組めるようになったということで、町長も答弁されましたように、今、5組織の申請があつておるところで、検討でございますけど、そういうふうな相談、協議を行っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この件については、制度が見直されて、今までは、例えば、地域、非農家の方も一緒にあわせた作業、地区単位で作業をしたときにお金を支払うというような形で、大概のところはかたっておったわけですが、実績報告等、役員は大変な報告書、それは当然補助金をもらうわけですが、国の会計検査等も対象になっておった関係で、そういうのは取りやめようというようなことでしたが、今、課長が言われますように、26年度から新たに農地・水保全管理支払制度が日本型直接支払制度に移行されるということですが、これは2つの事業で、農地維持支払と資源向上支払の創設、2つになっておりますが、これは同時に事業をしなくてはならないのですか、片一方ずつでもいいわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回、農地維持支払と資源向上支払につきましては別々で、農地維持支払につきましては7組織、それから、資源向上支払につきましては2組織、別に必ず重複するということはありません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

政府もいかにして農地を守るかということで、また、集落の環境を美化していくかということで、農地・水保全関係、特に、農業の水利とかため池、それから景観、これについては植栽とか、アジサイとかを平林地区なんかは植えてあるわけですが、私がここで一番心配するのは、前にも一回質問したことがあります、中山間地域直接支払制度は1反2万円して、6区も3地区、私も代表をしておるわけですが、金額を相当もらっておるわけですが、これとこの事業は関連するわけですね。同じ事業をしていくわけですが、私が一番心配しているのは、これだけ補助金をもらって、両方とももらって、中山間地域については基山町は549万円予算を組んであるわけですが、その中で、こちらとしては10アール当たり田んぼが5,400円とか畑も3,440円もらっていくということになれば、会計検査のとき、同じ事業で、同じ地区でひっかからないかなというふうに私はこれを一番心配しておるわけですが、その点はどんなですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

その質問に関しましては、林議員、前回も聞かれたというふうに認識しております。これに関しては、草刈り等重なる部分があるかと思いますが、これにつきましても、会計検査等では問題ないというふうに理解しております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それならば安心して、私も代表しておりますので、心配しておったわけですが、中山間地域直接支払制度についても、耕作放棄地の拡大を防いだり、農地の保全やら景観などの活動に対する助成、そういうのが基山町の場合、国から183万円、県が183万円、町費として183万円、3分の1ずつ549万円、中山間地域については6集落、基山町の場合は交付対象地区があるわけですが、それとこれに関連するものですから私も心配しておったわけですが、課長が言われるように、心配ないだろうというようなことであればいいんじゃないかということとで安心をしておるところでございます。

そういうことから、日本型直接支払制度につきましては、やっぱり今後、農業者だけで組織をつくって制度をされるというようなことで、今の会計検査も問題ないということであれば、やっぱりいろんな農協関係とか、あるいは農政協関係、農業委員会、また、農協の生産組合などをもう少し、全集落、これは7区にしても、中山間地域、バイパスから上じゃなからにやできんというようなことじゃないわけでしょう。ちょっとその点どんなですか。基山町全体いいわけでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

中山間につきましては、当然、字のごとく中山間で、畑、また、田んぼの傾斜関係が出てくるかと思いますが、この農地・水に関しましては、一定の集落等がありまして申請していただければ大丈夫かというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことから見れば、7区の方も5区の方も、中山間地域は上のほうだけど、この日本型直接支払制度の交付金については農業者だけで利用されるというようなことでありますので、推進をしていただきたいというふうな形で、まだ制度を十分知っていないところもあるかと思うしますので、拡大していただければというふうに思っております。

では、次に移らせていただきます。

2の荒廃森林再生事業についてですが、これについては、先ほどから私も質問の中でも言いましたように、森林環境税が20年度から支払いがされておるわけですがけれども、県のほう

では住民税から、また、法人税から集めたお金が約11兆円あるというような形で、やはり基山町もその対象の環境林というような指定区域で、この事業からお金を支出して間伐事業を行うというようなことが決まっております。

昨年はちょうど7月23日だったと思いますが、松雪課長の名前で宮浦地区の山林所有者に町民会館のほうで説明会がなされて、先ほど町長のほうから報告がありましたように、25名の方が16ヘクタールを間伐事業として486万円の整備をされておるというようなことであります。これは大変なことで、山林所有者はおられますが、なかなか間伐、木材価格の低迷とか、そういうようなことから見れば、山に手を入れ切れないと、人夫賃が高いと、また、そういうふうな管理、整理をし切れないというような家族がおるわけですが、そういうような人にかわって間伐をしていただくというのは大変いいことだと思います。

ひとつ今後、宮浦地区が済んだら、先ほど説明がありましたように、小倉地区、そして、園部地区、基山の山手のほうの立派な間伐をして、これは水の確保なり土砂災害防止、そういうのが一番の狙いじゃないかと思いますが、その点、課長、この間伐の理由について何かわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

間伐の理由ですか。（「じゃ、間伐をするのには、どういうふうな——理由じゃなくて、した場合はどういうのがありますかということですね。例えば、砂が流れなかったり、涵養やらですね」と呼ぶ者あり）

そしたらまず、環境林とは何かというところからちょっと説明させていただきたいというふうに思います。

まず、環境林とは、水環境保全、また、景観保全や生物多様性確保の多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃するおそれのある森林のことを言うということでございます。

今回の第5次の内容につきましても、まず、概要につきましては、基山につきましては間伐面積約58ヘクタールで、県内の10カ所の荒廃した森林におきまして、基山町がその中の1カ所でございます。針葉樹と広葉樹が入りまざった針広混合林に誘導する事業でございます。また、内容につきましては、環境林内の荒廃した杉やヒノキの人工林の過密な森林を対象で、対象年齢は原則16年から45年でございます。内容につきましては、本数の大体40%を間伐す

るというふうな事業でございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

先ほどから環境林とはというような形で、水の環境保全とか、景観保全とか、生物多様性確保、土砂崩れなどを防止していくというのが間伐の内容じゃないかというふうに思っておりますが、基山町での対象森林、過密な森林ですね、これはやっぱり16年から45年を対象森林としたり、また、事業の内容については本数を、間伐率を40%以上上げていくというのが今回の狙いということですが、間伐した木はもったいないように思うわけですが、ログハウスとか、あるいはいろんな使い道とかには、この事業で切った相当な材木が出るわけですが、その材木については使う用途は特別決まっていらないわけですか。そこで玉切りをされるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

伐採した木は玉切りとして林内に整理するというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっともったいないような感じがするわけですが、ここから見えますラーメン屋さんですか、あれは堀田工務店が建てておりますが、丸太を使ったログハウスみたいな形の建物ですが、ああいうようなのにも利用されたらなというふうに思うわけです。県の事業でもあるし、町の農林環境課での今後の事業の進め方として、そういうのも検討してやられたらということであります。

ちょっと時間の関係で、基山町体験農園のほうに移らせていただきますが、この体験農園については、現在取り組んでおられる事業は2,652平米というような形で、これは2反6畝、3反未満ですが、区画数については61区画、賃料については年間4,000円、賃貸人数は55人というような形で、これは基山町が取り組んでおられる体験農園としてはこの1カ所だけ

ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

基山町が実際予算を組んでしているのは、ここの体験農園だけでございます。実はＪＡにつきましては、ふれあい農園、それと、レクリエーション農園２カ所をＪＡさんのほうで管理されております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

先ほど質問の中でもしましたように、基山はやっぱり高齢化が進んでおるわけです。それに対して、会社をやめられて家に閉じこもるより、やっぱり外に出て、余暇活動の多様化に伴って野菜や花、そして、土と親しむ場、農作業体験の機会の場に対する需要の高まりとともに、緑豊かな生活環境と快適で安全な土づくりを目指した体験農園の整備を図るということで、基山町は平成７年度にむらづくり条件整備事業で行われたわけですが、これに対して基山町は毎年補助金を出されていると思いますが、大体年間、先ほど言われました金額については33万3,360円ですか、これは全額、町のほうから出されておるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

全額、町のほうから払っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そうすることになりますと、今度は借り主のほうは１区画4,000円で借りられておりますが、先ほど説明では61区画でありますので、4,000円を掛けますと年間24万4,000円。この24万4,000円というのはどこに行っておる金額ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今現在の体験農園につきましては、当然、用水、水とかしておりますので、その水道代、それから、園内の修繕等、そういうのに先ほど申します年間4,000円の費用を持っていていくということでございます。ほかにいろいろございますけれども、主な点はそういうところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この体験農園については、基山町はここ1カ所で61区画だけということですが、確かにほかのところの高島団地については、私が知ったところの農家の方も直接農地の貸し借りなり、また別に上原の熊本さんたちも基山体験農園と似ておるふれあい農園をされておるようですが、この熊本さんたちの入園契約書そのものは基山町の体験農園と一緒に契約内容ですけども、これについては基山町は全然補助はされておらないわけですか。1区画、同じ4,000円ですけど、こういうようなところは個人でされておるわけですか。ふれあい農園のところ。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど申しましたように、体験農園につきましては町のほうで支払いしておりますけど、ふれあい農園、レクリエーション農園につきましてはJAさかのほうで行っておりますので、その年の賃借料につきましては、ちょっと今のところ把握はしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

町長、私が質問した中で、時間も余りないわけですが、今後、白坂久保田線が開通しますと、突き抜けるわけですね、三国・丸林線。あの辺に、けやき台の方がよく水門のほうにずっと散歩に来られるわけですが、農業をしたいが、誰か農地を貸す人はおっちゃんなかですかやら、よう聞かれるわけですね。それで、池ノ坂地区の人も貸してあるところもあるわけですが、白坂久保田線が突き抜ければ、今、南徳運輸が土地を約5反近く山をとっております。ほんな高速のパーキングエリアの横なんですけど、ちょうど白坂久保田線の突き当たりのとこ

ろです。私はあそこのところとか、けやき台が今度、白坂久保田線が抜ければ、公園があるわけですが、あの公園を——右の分ですね、パーク・アンド・ライドの駐車場との合い中ですが、道と合い中のところを泥をみんな神の浦のため池に持って行って、あそこにけやき台の駐車場なり農園をつくったらというふうに思うわけですが、そういうような推進は、ここで、ないというような形を言われたのががっかりしたわけですね。市街地に近い場所で条件に合う土地を貸し付ける方がありませんというようなことですが、本当にこれは見つけてあるのかなというふうに思うわけですが、今、言いました南徳運輸の土地の採取がここ1年ぐらいで終わるわけですが、そこなんかは条件もいいし、パーキングエリアのすぐ上でもあるし、けやき台から近いというような形から見れば、検討したらいいんじゃないかというふうに思いますが、その点、町長、こういうふうな体験農園にもう少しやっぱり取り組んでいただきたい。そして、国民健康保険の医療費の抑制にもなるんじゃないかと。やっぱり生きがいづくりとか、家のほうに閉じこもらなくて外に出るというようなことがあると思いますが、その点、町長、最後をお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も基本的にはそういう場所が必要だということは認識はしております。この前の日曜日ですか、3日前ですか、町内あちこち回って、やはりその総合公園の横ではすごい人出といますか、耕作者が出てあったというようなことも知っておりますし、それから、コスモホールの向こう側も見に行ったこともございますし、やっぱり本当に楽しんで、しっかり農業に取り組んであるということは知っております。

だから、その必要性というのは十分私も思うんですけども、ただ、さっき申し上げましたように、用水が必要であるとか何とか、そういうふうな条件をいろいろ考えますと、それから、借り手、貸し手の問題もありますから、そういうところをやっぱり考えて、できるところは町が何とかしてでもやるべきだろうというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

町長としても、この体験農園については、基山の団塊世代の方が退職をされて、家に閉じ

こもるよりか農業に親しみを持ってもらう、野菜、花づくりに家から出てもらって生きがいをつくってもらう、そういうのをやっぱりしていただきたいと思います。

最後に、私がちょっと気になるのは、あと2分ですが、この61区画のうちに、私がちょっとオーバーかもわかりませんが、借り手は多いと。けやき台、三井ニュータウン、本当に三井ニュータウンのすぐ横ですから、けやき台の合い中ですからね。その中で、61区画のうちに1人で8区画借りてあるというのを聞いたことがあります、まず、そういうようなことはないでしょうもんね。1人で8区画も借りてあるというようなことを聞いて、びっくりしたわけですが。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

実際、1人で8区画の方はいらっしゃいません。今、6人が2区画借りていらっしゃいますので、そういうことはございません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この契約書の中には、1人で8区画もというようなことになると、本当に61区画しかないと、誰でも借り手が多いわけです。その中から見れば、本当に余りしたことだなというふうに思うわけですが、又貸し等もしてはならないというような契約になっておりますので、その辺はしっかり管理をしていただきたいというふうに思っておるところです。

また、農業者年金の農年クラブ、農業委員会等も農作物の指導にこの体験農園には当たっていただいておりますというように、農年クラブのほうにも年間約5万2,800円を支払って、体験農園のほうに農業指導、野菜づくりの指導なり、農業委員会のほうも出てあるようですので、今後も進めていただきたいというふうに思っているところです。

そういうことで、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で林博文議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時20分まで休憩します。

～午後２時10分 休憩～

～午後２時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

どうも大変お疲れさまでございます。きょうの質問の最後でございます。

日本共産党基山町議団の松石信男でございます。私はいつも申ししておりますが、町民こそがこの町政の主人公である、この立場に立ちまして、２項目について、町長並びに教育長にお伺いをいたします。

質問の第１は、就学援助制度の現状と課題についてお尋ねをいたします。

この質問につきましては、平成24年の12月議会でも行いましたが、その後、制度の変化、経過を踏まえまして、改めて質問を行います。

皆さん御存じのように、憲法第26条は、義務教育は無償としています。また、学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと定めています。このように、就学援助制度は、憲法や学校教育法などの関連法規に基づいた制度となっているわけでございます。就学援助は、何回も申しますが、家計がくるしい世帯の小中学生に、学用品、修学旅行、給食、部活動などの費用を支給するものであって、文部科学省の調査では、平成24年度の全国の利用率は、過去最高の16%、実に小中学生の６人に１人が援助を受けており、県内では、10人に１人の割合となっております。この４月から、消費税増税に伴いまして、経済的に厳しい世帯の家計を圧迫している中で、ことし１月には、皆さん御存じのように、子どもの貧困対策推進法が施行されました。子供の将来が、生まれ育った環境によって左右されることのない社会、貧困の連鎖をさせないためにも、国とともに、各自治体の一層の施策の充実が求められていると思います。

そこで、基山町の就学援助の現状と課題についてお尋ねをいたします。

まず１つ目に、基山町の就学援助の現状についてですが、全児童・生徒に対する就学援助率についてお尋ねをいたします。平成22年度から26年度当初では、幾らになっておりますでしょうか。

２つ目に、就学援助の支給項目と年間支給額は幾らになっておりますでしょうか。

3つ目に、就学援助の対象は、生活保護を需給する要保護者と、それに準ずる程度に経済的に困窮する準要保護者となっています。この基山町では、準要保護者についての就学援助の支給を決める所得基準は、生活保護基準の1.2倍までとなっておりますが、県内の状況はどうか。この基準の引き上げの検討はされているのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

質問の第2は、介護保険制度の見直しについて、この問題点についてお伺いをいたします。

牧菌議員も質問をしていただいたわけですが、私のほうからも質問を行いたいと思います。

皆さん御存じのとおり、新聞報道でも連日報道しているように、安倍内閣は、医療・介護総合法案を国会に提出しまして、介護保険の見直しについて、今現在、参議院で審議が行われております。私は、昨年の12月議会の一般質問で、介護保険の要支援者に対する介護保険給付の廃止、つまり介護サービスから外すことについて、町の見解をお伺いいたしましたけれども、この介護保険制度の見直しについて、さらに具体的にお尋ねしたいと思います。

昨年の12月議会で、この介護保険の見直しの内容についての私の質問に対して、健康福祉課長は、主な内容としては、地域の医師会を中心に、在宅医療連携拠点の構築をし、在宅医療と介護の連携推進を行うこと。これまで、予防給付で対応をしていた要支援1と2の訪問介護と通所介護、ホームヘルプサービスとデイサービスですが、これを新しい総合事業として、基山町の地域支援事業に移行すること。特別養護老人ホームの入所を、要介護3以上に限定すること。低所得者の1号被保険者の軽減強化。一定所得以上の所得者の利用料負担の見直し。それから、補足給付の見直しによる費用負担の見直しなどが挙げられました。今、これらの見直しについては国会で審議中ではありますが、町民の中からは、今までのようにホームヘルプサービスやデイサービスが受けられなくなるんじゃないかの声や、認知症の家族の方からは、専門家による必要なサービスが受けにくくなれば、病状の重度化を招きかねないなどの不安の声が出されています。私は、これら町民の方の不安に対して、町はどのように応えるのか。高齢者が安心して暮らせる基山町をつくるためにも、4つの問題点と課題について、町の見解をお伺いいたします。

質問の1つ目は、要支援者が利用してきたホームヘルプサービスやデイサービスの予防給付はどのようになるのか。また、地域ケア会議の事業はどのようなものなのか、説明をお願いいたします。

2つ目に、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限るとされますけれども、具体的にどうなっていくのか。

アといたしまして、今、特別養護老人ホームの待機者は何人なのか。また、その待機者の内訳で、在宅と、病院や老健施設ではそれぞれ何人となっているんですか、説明をお願いします。

それからイといたしまして、待機者の要介護度別の人数はそれぞれ何人となっておりますようか。

ウとしまして、特別養護老人ホームの入所基準、これはどのようなになっているのでしょうか。

エとしまして、特別養護老人ホームの定員は、平成21年度から25年度まで何人ふえたのか、説明をお願いいたします。

3つ目に、利用料負担が1割負担から2割負担になることについて説明をお願いいたします。

4つ目に、低収入の人が施設に入所した場合、食費、居住費の負担を抑える補足給付、これは一帯どうなるのか、これについて答弁をしていただきまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、松石信男議員の御質問にお答えを申し上げます。

1項目めは、教育学習課のほうでございます。私は2項目めでございます。

介護保険制度の見直しの問題点についてということで、(1)要支援者に対するホームヘルプサービス、デイサービスはどうなるのか。また、地域ケア会議との事業は何かということです。

これまで予防給付とされていましたが訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じて取り組みを行う地域支援事業へ移行することとなっています。財源構成は、給付費と同じとされています。この移行により、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していくこととされております。

また、地域ケア会議につきましては、地域包括センターを中心に個別事情の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげられように、定期的に会議を実施しています。

(2) 特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限るとされるが、どうなるのかということでございます。

アの特養の待機者は何人か、待機者の内訳は、在宅、病院、老健施設別ではというお尋ねです。県域内の市町村別の数は把握していませんので、鳥栖地区広域市町村圏組合全体の数字で申し上げますと、平成25年4月1日現在で、入所希望者は328人で、うち在宅が122人、病院その他が206人となっています。

イの待機者の要介護度別の人数はということですが、待機者の鳥栖地区広域市町村圏組合の要介護度別の人数は、要介護1が63人、要介護2が63人、要介護3が86人、要介護4が54人、要介護5が55人、不明が7人となっております。

ウの待機者の入所基準は何かということですが、佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針によりますと、入居申し込み者は介護保険法に定める介護認定審査会において、要介護1から5と認定された者で、常時介護を必要とし、かつ、在宅において介護を受けることが困難な者としています。また、施設は入所申込受け付けに際し、申込者全員について入所優先順位決定基準により点数化し、その点数結果で高得点を得たものからと決定することとしております。

次、エの特養の定員は平成21年度から25年度まで何人ふえたのか（圏内施設では）ということでございますが、現在、鳥栖地区広域市町村圏組合の特養は、7施設、495名でございますが、平成21年度から平成25年度の期間中は、増減なしでございます。

(3) 利用者負担が1割から2割負担になることについてということです。

保険財政を支える上では、高齢者自身は第1号保険料と利用者負担により制度を支えていますが、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代に過度な負担を求めずに、高齢者世代内において負担の公平化を図るため、第1号被保険者のうち、一定所得のある方について、2割の利用者負担をしていただくことになります。一定以上の所得水準としては、65歳以上高齢者の所得上位20%を対象と想定されており、年金収入で、単身280万円以上、夫婦で359万円以上とされております。

(4) 低収入の人が施設に入所した場合、食費、居住費の負担を軽減する補足給付はどうか

るのかということでございます。

現在、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、世帯の課税状況や本人の年金収入及び所得を勘案して、特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付として介護保険3施設及びショートステイに限り居住費、食費の補助を行っています。今回の改正では、その状況を判断する際に、これまでの要件に加えて、預貯金の保有状況や非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案して判断することになります。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

まず、質疑の1項目め、就学援助制度の改善についての御質問にお答えしてまいります。

(1)全児童・生徒に対する就学援助率は幾らか。平成22年度、23年度、24年度、25年度、26年度当初ではということですが、平成22年度は5.4%、平成23年度は5.7%、平成24年度は5.7%、平成25年度は6.3%、平成26年度当初では6.6%でございます。

(2)就学援助の支給項目と年間支給額はということですが、支給項目としては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費となっており、年間支給額は小学校児童が62,940円に、必要に応じて修学旅行費や新入学児童生徒学用品費、医療費が加算されます。中学校生徒は83,610円に必要に応じて修学旅行費や新入学児童生徒学用品費、医療費が加算されます。

(3)就学援助の支給を決める所得基準は生活保護基準の1.2倍となっているが、県内の状況はどうか。引き上げの検討はされているのかというお尋ねです。

県内の状況は、1.0倍が3団体、1.3倍が10団体となっています。その他の団体は、認定基準を設けずに、裁量で認定しています。

基山町教育委員会では、定例教育委員会で複数回にわたって検討し、平成26年4月より1.3倍に引き上げました。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目以降の質問に移りたいと思います。

就学援助制度についてでございます。先ほど言いましたように、基山町では年度ごとになんかではあります但し就学援助を受ける児童・生徒はふえてきているのかなというふうな感じも受けるわけでございますけれども、この就学援助率が、全国では6人に1人なんです。佐賀県内では10人に1人。ところが、基山町は10人に0.7人なんです。これについては、どのように受けとめられていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

経済的に就学困難な家庭ということで規定しておりまして、これは基山町だけ特別な基準で設定いたしておりませんので、その基準相当に経済状況の世帯であるというふうに認識しております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

端的に言えば、他市町より基山町は金持ちが多いと、私に言わせればですね。そういうふうなことかなというふうな感じがしますけれども、いや、それだけじゃないだろうというふうな感じを受けております。

それで、具体的にお聞きするわけですが、支給項目について今伺いをしたところですが、その中に、クラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費が含まれておりません。これについては、前回の質問の中で、当時の内山教育学習課長は、この3つの支給項目について、平成22年度から文部科学省は新たに支給項目に加えたもので、国庫補助の対象とされているとの認識を示されまして、教育長は、ほかの自治体も調査したいというふうに答弁をされています、議事録を見てもらえばわかるわけですが。

また、支給額についても、この4月から文部科学省は、消費税が上がりましたので、その単価を上げておるわけですよ。ところが、基山町は上がっていないと。この辺について、一体どういうことなのかというふうに思っているわけでございます。それで、先ほど言いましたように、このクラブ活動費とか生徒会費、PTA会費についても、これは文科省が支給項目に加えて、財政措置もやっているわけです。ところが、基山町は支給しない。あるお母さ

んは、ことし子供が中学校に入学して部活に入ることを楽しみにしているが、お金がかかるから部活に入らないでとは言えないと。部活費用が援助されるようにしてほしいという声があります。

また、近隣自治体をちょっと調べてみました。近隣自治体では、町長が近隣自治体、ほかの自治体に右倣えする必要はないんじゃないかという認識を示されましたけれども、隣の筑紫野市、それから大野城市、これは加わっているわけですよ、支給項目にね。この支給項目に加えられてもう4年たつわけですよ、平成22年度からですから、ところが、ずっと検討をされたかどうかわかりませんが、残念ながら今年度も加えていないというふうな状況になっているわけです。私は、本当に、子供を育てていただいているわけですから、非常に経済的な困難な方に、その援助をやっているわけですから、やはりぜひ検討をしていただきたいと、ぜひ加えていただきたいというふうに思うわけですが、その辺のご見解についてお聞きいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

就学援助費につきましては、先ほど松石議員は補助項目と言われましたけれども、これは交付税措置でございますので、補助金ではございません。

一応、交付税措置の中でこの金額を支出した場合に、その分相当を交付税と見ますというような解釈だと私は受けとめております。

平成22年に生活保護の基準の中に、PTA会費、生徒活動費が加えられましたけれども、基山町の準要保護の要綱については改正されておられません。これは、近隣の状況といいますか、一番近い鳥栖市も改正されておられませんので、その辺を見ながら、その当時はそのまま据え置きがされたのではないかというふうに推測をしております。

それから、2点目の消費税相当分の引き上げでございますけれども、確かに、県のほうからその予算措置について、要保護児童生徒費補助金の予算額案についての通知が来ております。これにつきましては、3月に国のほうの予算が確定いたしまして、基山町といたしましては、その確定を見て、現在、改正の準備に取りかかっているところでございます。1学期の支給に支障がないようにしたいというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、私は、財政措置がされていますよと、ちゃんと。この3項目についても、財政措置——それは地方交付税でしょう。何に使われるかわからんということでしょうけれども、財政措置は国はやっているんですよということを申し上げたわけです。

それで、このクラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、隣の鳥栖市がやっていないからということでもありますけれども、確かにやっていませんよ、調べてみたらですね。しかし、こういうのは見習う必要はないんですよ。先ほど大山議員の質問に対して、原課長はこういうふうにおっしゃったですよ。保護者で一番負担が大きいのは、給食費とPTA会費が大きいと、こういうふうに言われました。覚えてあると思います、先ほど言われたから。給食費については、出るんですよ。ところが、PTA会費は出ていないんですよ。だから、こういうことこそ、やっぱり真っ先にせないかと。いわゆる、就学援助を受けられる人というのは、生活保護にちょっと毛が生えたぐらいですよ。そのくらいの低収入の方なんですよ。特に、町内でも見てみますと、やっぱりひとり親家庭、特に女性の方が子供を2人、3人とか育てられる方が非常に多い、非常に苦勞をされている。だから、そういう認識を課長がお持ちならば、やはりPTA会費なんかすぐに出るということ、やはり私は検討すべきじゃないのかなと、こういうふうに思うわけですが、再度ということなんですが、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

小・中学校の保護者の負担につきましては、実費負担があります給食費、PTA会費、生徒会費がありますが、金額的に、2番目のPTA会費、小学校が年間3,000円、中学校が3,400円ですが、金額的に大きい。生徒会費は年間200円ですので、これは中学校だけですが、その金額の大きい順から言えばその2点だということをお答えした次第ですが、一般的に、教育費で一番負担が大きいのは、習い事とか、入学の準備とか、例えばちょっと幅を広げれば大学の準備とかそういうふうなことを非常に言われておりまして、この義務教育の中での負担感というのは、確かに出費はありますが、そのウエイトといいますか、度合いはそれほど重篤なもの、重過ぎるというふうな感じはちょっと受けておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それはちょっと、私は実態を見ない見方じゃないのかなというふうに思うわけです。消費税が3%上がっているわけです。それで、生活保護すれすれで子育てをしている世帯、もう大変な苦勞をされているんですよ。給料は上がっていますか。給料は上がっていないんですよ。大企業は確かにちょっと上がっているけど、公務員も含め、給料は上がっていないんですよ。消費税は上がった、物価は上がった。こうした中で、相当苦勞されている。そして、さっき言ったように政府も地方交付税で財政措置をやっていますよと、やったらどうですかと言っているわけですから、それは本当にそういう厳しい家庭の実態をやはり本当に見ていないんじゃないか。就学援助は、経済的に厳しい世帯に援助するわけですから、一般的な人には——一般的というと語弊があるかな。必要ない人にはしないわけですから、そこを見らないかんですよ。ぜひこれは、この3つの項目、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと、このことを申し上げておきたいと思います。

次に、先ほど要保護世帯に対する支給基準の引き上げ、これは検討しているということで非常に歓迎するわけですが、例えば——大山議員が言われましたように、入学準備のときにかかる費用が大きいという保護者の声が紹介をされました。その入学準備金ですけれども、基山町は小学校1年生で1万9,900円ですよ。中学校が中学校1年生で2万2,900円です。これが、今度の新しい基準によりますと小学校1年生が2万470円になりますね。それから、中学校1年生が2万3,550円になるわけです。ですから、これは文科省の予算単価という形になっておりますが、これを下回るということはないですね。これと同等か、これ以上に前向きに検討をすると、そういうふうに受けとめていいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

準要保護の補助要綱の中に、そういうふうな基準を準用するというふうに規定いたしておりますので、この金額で見直しを行いたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、さっきの就学援助率についてですが、4月から1.3倍に引き上げましたよということですが、この就学援助率が、昨年度より今年度当初ではわずかでありますけどちょっとふえているんですよね、6.3%から6.6%に、ほんのちょっとですが。これは、どういうことなんですか。この1.3倍に引き上げたということが、そのふえたことになっていると判断していいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

今回の改定で、段階的に見直しをするべきかというようなことで教育委員会では議論になったんですけども、1.25とか1.23とか、そういうふうな小数点の数字というのは余り好ましくなかろうというようなことで、若干前倒し的に1.3倍になったわけですが、その部分も含めところでの数値の上昇はあると思ひます。

また、近年ずっと準要保護の該当する率が上がっておりますので、その分の要素もあるかと思ひます。中身のどの部分が何対何かというのは把握しておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それはわかりました。

それで、就学援助制度について保護者の方にお配りする基山町教育委員会からのお知らせというしおりがございますよね。これを見ますと、26年度の就学援助の対象となる世帯、この中で、これは24年度の資料しか持っておりませんが、24年度までには収入の目安として229万円以下の人には該当するんじゃないかというふうなことで、もちろんいろんな条件がありますけれども、収入の目安としてこれ書いてあるんですよ。ところが、今回の場合は書いていないと、26年度は。書いていないということなんですが、これはどうしてですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

確かに、今度のお知らせについてはその部分を書いておりませんので、なるべくわかりやすいものをつくろうということで始めたお知らせなんですけれども、そういった見直し等もあるかもしれないということで、その分、表示していなかったのかもしれませんが、今後は、なるべくわかりやすいように例示をしてつくっていきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、私もそうなのかなと思ったんですよ。1.2から1.3倍に引き上げたので、この収入目安基準が上がりますよね。だから、少なくとも229万円以下というのが、例えば250万円以下とか幾らになるのかわかりませんけれども、上がるから今年度にはまだ載せ切っていないのかなというふうに思っているわけですが、これについては、やはりうちの収入は大体このくらいやんなという事で判断基準になりますから、ぜひ具体的に載せていただきたいというふうに思っているわけです。

就学援助制度については、以上で質問を終わりたいと思います。

次に、介護保険制度の問題点についてお伺いをいたします。

基山町内で要支援と認定された高齢者は241人、昨年10月末現在、きのう言われたですよ。この人たちが利用しているデイサービスやホームヘルプサービスは、介護保険から外すと。つまり、現在、要支援者は予防給付費として訪問介護と通所介護が行われておりますけれども、それが、介護保険ではサービスが受けられなくなるということです、ちょっと確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

サービスが受けられなくなるということではなくて、現在、介護給付費の中でサービスを行ってきておりますけれども、サービスそのものは地域支援事業に移行をしたとしても続きますので、サービスが受けられなくなるということにはならないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、私が言ったのは、介護保険制度ではということなんです。介護保険の対象外になるんですよ。財源はそれはありますよ、今までどおりね。ここをはっきりさせたい。ここが最大の問題なんです。介護保険から外すと、もう。介護保険料はいただきますけれども、介護保険から外しますよと。基山町で適当——適当じゃなかばってんやってくださいと、あとは。地域に応じて、ボランティアを活用するなり何をするなりしてやってくださいよということだろうと。だから、介護保険ではサービスは受けられませんということを確認したいわけです。そのとおりですね。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

捉え方をというふうに捉えるようであればそういう言い方もできると思いますけれども、介護保険そのもの、介護保険制度という形で捉えれば、その介護保険の中で対応をしていくということになると考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、全国一律の——牧菌議員も言われたですよ、全国の一律の介護保険サービスから外すとですよ、全国一律の。これははっきりしておかにゃいかん。ですから、そのかわりにこの241人の基山町の要支援者の方については、基山町が実施している地域支援事業でサービスをするわけですよ。具体的にどのようにする、どのような内容になるとお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに、今言われましたように、介護保険の給付費から当然外れますので、そういった形で市町村が対応をしていくことになると思います。ただ、今回の改正の中では、まずもって今回移行します通所介護などにしても、その専門性が必要な部分、そういった部分についてはこれまでの既存の制度、デイサービスであったりそういった部分は継続してサービスを受けられることができるというふうにしております。実際のところのサービスを受けられる場合、今のところ訪問介護でありますと要支援の方の買い物を代行したりとか、そういったこ

とが非常に内容的には多うございますので、そういった部分を、例えばボランティアに御協力をいただいたり、あと民間のそういった業者があれば、そういったところにも委託などを使用しながら、これまでのサービスに加えてそういった事業を展開していくということで考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それを地域支援事業としてやっていくというわけでしょう。この要支援者への事業を、基山町が基山町の実情に応じて行う地域支援事業でやるというふうになれば、今、要介護認定で該当せずと認定された人は地域支援事業をやっていますよね。それはどういう内容かというと、要支援、要介護と認定はできないけれども、そうなるおそれのある人ということで、2次予防事業をやっているんですよね。ところが、その非該当者、その人たちと同じメニューで要支援者もするということになるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに、現在、介護認定に当たって要支援1、2とかに該当されなかった方のうちで、チェックリストの中で何項目か引っかかった方については、今、議員おっしゃるように2次予防事業ですね。代表的な部分が筋力アップ教室になりますけれども、こちらのほうを年2回に分けて、大体1回をワンクール10回のコースでやっておりますけれども、そういった予防事業を行っております。確かに、議員おっしゃるように、それとそちらの中に全部飲み込まれてしまうんじゃないかという御心配をいただいているようですけれども、私どもとすれば、これまではデイサービスの中で、限度はございますけれども、例えば週2回とか、御本人が利用したいときに行かれよった部分もありますので、そういった部分をこういった形で、これまでは年2回、これは2次予防の部分ですので、それとは違った形のそういった予防事業を展開していくように今後検討をしてみたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それなんです。やりますかということなんです。答弁では、この全国一律の介護保険サービスから市町村の地域の実情に応じて取り組む地域支援事業として、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどを活用して高齢者を支援していくというふうに答弁されております。それで今答弁を聞いたわけですが、それでは、この要支援者に対しては、今までどおり、既存の介護事業所による訪問介護、通所介護はあるとするということなんです、そこを確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

先ほど、若干御説明をさせていただいたところでございますけれども、あくまでも既存の事業を利用していただくという場合はそういった専門性、リハビリであったりそういった部分の専門性が必要な場合に限って対応が可能というふうになっておりますので、今受けてある方が全てその事業所で受けられるかというところではなくてと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今言われたように、今までどおりはホームヘルプサービスもデイサービスもされませんよと、受けられませんよと。一部は受けられるかもしれんということなんです。その辺がまた問題の部分でもありますし、基山町の課題でもあるわけですよ。

それで問題は、そこはほんなこてできるかと、財政的に、予算的に、私はその心配をしているんです。政府は、自治体の判断によっては認めるよと、今までどおり通所介護も訪問介護も認めますよと言っているんですよ、基山町の判断によってはね。だから、後退になりませんというような言い方をしているんですが、しかし、厚労省は、訪問介護とこの通所介護を地域支援事業に移すことで、現行の制度のままなら毎年5%から6%のペースで伸びていきますこの要支援者向けの給付費の自然増を、後期高齢者の人口の伸び率、これ3から4%だそうですが――に抑える方針を掲げているんですよ。つまり、給付費の伸びを半分に抑える削減目標を掲げているわけですよ。それでも、そういう中で基山町でこれ必要な財源は本当に確保できるのかと、この辺が非常に心配なわけです。今、基山町がこういうサービスを受けますので、財源はこれだけ必要ですと言えば国がそれだけやるかと、やりませんと

ということなんです。これははっきりしておかないかんですよ。そんな甘いもんじゃないんですよ、削減することが目標なんです。だからといって諦める必要はなかばってん、何かしら頑張ってもらいたいというようなもんですけれども、非常に私はその辺は心配するわけなんですけれども、その辺について、財源についても言われましたけれども、どのように確保、見直し、これについてはどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに、国の目標といたしましては議員おっしゃるとおりで現在の予測を立てております。結局のところ、市町村事業に移行をする段階で、先ほど申し上げておったように、例えば訪問介護の中の買い物、こういった部分を、これまでの介護事業者ではない部分に変えることによって、幾らか単価が抑えられるのではないかとというのが国の考え方でございますので、そういった部分を含めたところで後期高齢者の人口なりという目標を設定しているということだと思っております。ただ、最終的に国としては、やはりそうは言いつつも、そのようになるかどうかというのは保証があるわけではございませんけれども、やはり全国各地、地域事情が違いますので、そういった部分については、地域事情を考慮しながら、個別にその分の財源については判断をしていくということも申しておりますので、そういった部分と、あと私どもも、やはりそういった下がっていくというのは現実であると思っておりますので、そこをどう事業を移行することによってサービスは維持しつつ単価をいかに抑えていくかというのを、今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

その単価を抑えるということなんです、目標は削減すると。これについては、厚労省は今後策定します新事業のガイドラインなんです。今から、各市町村におろすのは、このガイドラインの範囲内で適当にやってくださいよと、適当ということは、地域事情に応じたやつにやってくださいよということなんです、全国一律外しますから。そのガイドラインを示すわけなんですけれども、その示す中で、各サービスの単価、人件費を、現在の訪問、通所介護の報酬以下に設定するように義務づけるんですよ。今より以下に設定しなさいと。もうサ

ービスがダウンすることは明らかじゃないですか。それは課長は必死になって、そうならんごとと一生懸命されると思います、そうしてほしい、私はね。けれども、非常に困難になってくると、どこかにしわ寄せがくるというふうに思うわけであります。ぜひ頑張ってほしいと思うんですが。

それで、先ほど説明のあった地域ケア会議についてですけど、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを目的にして、医師や役場職員など、他職種——ほかにいろんな、インターネットで出しますとずっと書いてありますから——他職種が参加して設置されておるわけでありましたが、その職務に、ケアプランの個別事情例の検討も含まれるというふうに答弁されましたよね。それは、具体的にどういうことですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

一例で申し上げますと、例えば介護保険サービスを利用中の方で通所リハビリを週1回、住宅改修もされようとしている。御本人は糖尿病で治療中で、転倒による骨折の既往歴があると、そういった事例を出して、それこそ他職種が集っておりますので、その中で例えば保健師的な見地であったり、栄養士的な見地であったり、そういったさまざまな業種の中で、この事例をどう支援していくことによって、その方が、100%以前の状況には戻らないにしても、現状よりもより好転するためにどう支援していくのかということを個別の中では検討をさせていただいておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

非常に言葉は、建前はそうなんですよ。実際そうやられている、今はやられているかもしれない、今は。この地域ケア会議というのは、今現在まだ義務づけられていないんですよ。全国8割が自主的に自分たちでつくっているということで、鳥栖の介護保険組合でもつくっていますよね。ところが、これが義務づけられます、今度。義務づけられると、どうなるかという部分なんです。これに関して、厚労省は全国13の自治体に、これはインターネットで出しておりますが、平成24年度から25年度のモデル事業として、市町村介護予防強化推進事業を行いました。これインターネットで出ます、すぐ。13のうちに、九州では大牟田市、大

分県竹田市、それから長崎県佐々町が入っていますけど、その事業の目標は、予防サービスを行う中で、もとの生活に戻すということを掲げています。それ自体は、さっきあなたも言われたごと、元気になってもらえばいいわけですから、それはいいわけですがけれども、このモデル事業を行った自治体でどんな問題が起きているのかと。これは報道をされておりますけれども、例えば、モデル事業に参加した東京都荒川区、これ東京都荒川区も載っています。これは、腰痛でかがめずに掃除などができない80代の女性が、10年以上受けてきた生活援助を25年度末で打ち切られました。この女性は要支援1と認定されているのに、地域包括支援センターの職員に、介護保険で受けられる生活援助をやめて、ボランティアによる家事支援に変更するように言われて、いや、今のサービスがいいですと言いにいったけれども、何度も言われたので、もういいですというふうに答えた。そしてボランティアに変えたところ、この家事支援は介護保険サービスで来られて、3倍近い利用料と、それから2,000円の年会費を取られたというわけですよ。また別の女性は、デイサービスによる入浴をやめて、老人福祉センターの風呂に通えないかと。それから、通所リハビリは、半年後に卒業すべきだと、こういうことを職員に迫られておるというわけですよ。こういう事態が起きて、この13の自治体に参加したモデル事業では、要支援、要介護認定を受けた高齢者の4割が、1年後に認定を更新せずに介護サービスから卒業しています、つまり卒業。介護サービスを受けないというふうになっています。この要介護認定の期間が切れて、更新の認定で自立と判定されたわけじゃないわけですよ。自立と判定されればそれはいいわけですが、判定されていないにもかかわらず、この自治体側がサービスの終結を決めるという異常なやり方をとっているわけですよ。こういうのが報道されている。ですから、こういうのをモデル事業の中で起きているわけですから、この地域ケア会議が、要支援者に介護サービスから卒業してくださいと、今受けておるいろんなデイサービスとか何とかもやめて、デイサービスは、もう寿楽園に行かんで、いっちょ憩いの家に行ってくれんですかと、こういうふうな形で指示すると、端的に言うなら。まあ、頼むとでしようけれどもね。こういうことになりはしないのかと、これを心配するわけですよ。こういうことは、あり得ないと思われませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

報道とかは、ある程度一方向からの見解でございますので、その部分について、私どもが

いろいろこの場でコメントするのは控えさせていただきたいと思いますが、ただ1つだけ言えますことは、やはりこのモデル事業の中で、最終的にいろいろと読ませていただく中で私が感じましたのは、まず1つは、今回この事業に移行するに当たって、やっぱり地域のつながりをきちっとせないかんということと、それから、当然支援をしていく側がきちっとした計画なり、実効性のあるサービスを構築しなければならない。あと最後が、やはり高齢者の方は、昨日の牧菌議員のお話ではありませんけれども、やはり今まで受けよったサービスが違うサービスに変わることによって、抵抗感が非常に、若い方と違ってそういう意識が強いという部分がありますので、そういった部分の意識改革というのも、悪い意味ではなくて、サービスそのものが変わらなければ、こちらのサービスもということはあると思いますけれども、今、松石議員が言われたようなことは決してないように、当然心がけてやっていかなければならないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

次に、特別養護老人ホームの入所を、要介護3以上に限定する問題ですけれども、答弁では、入所待機者が鳥栖介護保険組合内では328人と。内訳は、要介護1と2で126人、要介護3から5が195人という答弁でございますが、今回のこの介護保険の見直しで、この要介護1と2の126人は、今後、特別養護老人ホームには入れないようになるということですね。どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

原則、そういったことになると思います。ただ、法律的にはただし書きの中で、たとえば要支援1、2であっても、事情を鑑みたときに、市町村がある程度関与して、その中で必要とあれば入所することも可能という見解は出しております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

これは新聞報道で御存じだと思うんですが、厚労省は、3月25日にこの特別養護老人ホー

ムの待機者が全国で52万3,584人と発表いたしております。それで、鳥栖地区の介護保険組合、わかりやすく言っているわけですがけれども、組合では、入所待機者が328人と。そのうちの122人の方が、在宅介護を受けながら入所を待ち望んであるわけですね。全国では、平成21年度から5年間で特別養護老人ホームの定員が7万5,000人分ふえているわけです。これは、発表していますから。ところが鳥栖地区介護保険組合では、この5年間に定員を1名もふやしていないと。これは、どういうことなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

鳥栖広域が策定しております第5期の計画の中では、県のゴールドプランを参考にしながら、第5期の期間に12床ふやすように計画をいたして、いろいろな施設とも協議をさせていただいたところですが、現状としては増床に至っていないというのが現状でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、第5期計画の中で施設をふやすように努力したというわけですか、定員を。努力したけれども、介護施設の了解がなかったので、できませんでしたということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

一応、計画の中で先ほど申し上げましたように12床ふやしていくという計画を立てておりますので、そういったもう既に設置をされてあるところと、広域のほうでお話をさせていただいておりましたけれども、結果的に現在としてはふえていないという状況であるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それ何が原因か私はわかりませんが、それはいろんな事情があるかしれんけれども、や

はりそれは、これだけ待機者があって、入所を待ち望んであるわけですから、それは相当な努力をやっていただきたい、そういうふうに思うわけです。

それで、この特別養護老人ホームの入所者の8割、これ一般的には住民税非課税などの低所得者だと言われています。その人たちにとっては、入居できるのは特別養護老人ホームしかないわけですよ、そういう人たちにとっては。厚労省は、サービスつき高齢者住宅——サ高住というのかな——や有料老人ホームをこの受け皿にしますと。だから、今どんどん建っていますよ。宣伝もしている。ところが、そこは月15万円から25万円ぐらいかかるというわけですよ。これ前テレビでちょっと言いよった。だから、とても住民税非課税の方が入れるようなところではない。だから、また特別養護老人ホームの申請者についても、多数の方が、やっぱり貧困とか低年金、これ高齢者であって——というわけですから、私は本当に、真剣になって、この待機者を解消するために、特養の増設に全力を挙げると、特別養護老人ホーム。それとともに、やっぱり在宅介護が大変だからといういろんな不安もある人もいるわけですから、そういう不安を解消するためにも、この在宅介護サービスをもっと充実させると、こういうことで待機者の理解も得ていくということが、私は必要ではないかというふうに思いますが、この増設について、先ほど計画したというふうなことです。再度、答弁というか、決意をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

第5期も、今年度いっぱい終了いたしますので、現在、第6期の策定を広域のほうでしておる状況でございますので、そういった中でも十分な検討をさせていただいて、当然、待機者もこれだけいらっしゃいますので、そういった部分についても、十分に組み入れるように検討をしてまいりたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それから、利用料が1割から2割に上がることに 대해서ですけども、答弁では、2割に上がる人については、高齢者全体の20%ぐらいがそうなるだろうというような答弁ですよ。そうすると、単純に、基山町の65歳以上の高齢者の約2割の方が、利用料が2倍になります

よと、そういうふうに見ていいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

これは、国が試算した中での全国的な平均でございますので、それがそのまま鳥栖地区に当てはまるかどうかというのは別でございますけれども、おおむねそういった形になるかと考えております。

それと、一応、負担限度額がございますので、そういった関係で、必ずしも負担割合が1割から2割になったからといって2倍になる方がその全てかというところではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

確かに、そういう部分もありましょう。しかし、私は本当に今高齢者のことを聞いてみると、私も年金を受けておりますけれども、年金は下がっているのに——年金は下がると通知が来たですよ、先日やったかな、私も来ました、共済年金の——それで、物価は上がっているということで、本当に必要なサービスがやっぱり受けにくくなるっちゃんないのかと、2割負担になるわけですから、そんな心配をしているわけでございます。

最後に、補足給付の見直しですけれども、補足給付は住民税非課税である施設入所者に食費、居住費の軽減を図るわけですが、これを実施すれば、例えば配偶者が月18万円の年金を受けていることを理由に、月6万円の国民年金しか収入がない人に、月12万円の施設利用料が請求されると、こういうことが起きてくるわけですね。だから、現在入所している低所得者が施設から追い出されると、払い切らんで、という部分も出てくるんじゃないかと、こういう心配があることを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

本日は、以上をもちまして延会といたします。

～午後3時30分 延会～